

流山市総合計画 基本構想・基本計画（素案） 説明書

本計画（素案）は、令和元年9月現在の内容です。
今後の社会経済情勢や法令・制度改正などにより、内容が変わる可能性があります。
数値の端数処理は四捨五入をしておりますので、積上げ値と合計値が一致しない場合や構成比の合計が100とならない場合があります。

令和元年9月
流山市

流山市総合計画説明書目次

< I 序論編 >

第1章	総合計画の策定にあたって	2
------------	---------------------	----------

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 目的 | 2 |
| 2 | 構成と期間 | 3 |

第2章	今後のまちづくりに向けて	4
------------	---------------------	----------

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 社会経済情勢 | 4 |
| 2 | 市民参加手続の概要 | 9 |
| 3 | 前計画の評価・総括 | 13 |

< II 基本構想編 >

第1章	目指すまちのイメージ	22
------------	-------------------	-----------

第2章	まちづくりの基本理念	23
------------	-------------------	-----------

- | | | |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 市民の知恵と力が活きるまちづくり | 23 |
| 2 | 市民が誇りと歓びを持てるまちづくり | 23 |
| 3 | 市民・都市・コミュニティが健康なまちづくり | 23 |

第3章	まちづくりの基本政策	24
------------	-------------------	-----------

- | | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 安心・安全で快適に暮らせるまち | 24 |
| 2 | 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち | 24 |
| 3 | 良質な住環境のなかで暮らせるまち | 24 |
| 4 | 賑わいと魅力のあるまち | 25 |
| 5 | 誰もが自分らしく暮らせるまち | 25 |
| 6 | 子どもをみんなで育むまち | 25 |

第4章	市政経営の基本方針	26
------------	------------------	-----------

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 健全な財政運営 | 26 |
| 2 | 効果的な資産活用 | 26 |
| 3 | 機能的な組織と人材育成 | 26 |
| 4 | 生産性の向上と新たな付加価値の創造 | 26 |

<Ⅲ 基本計画編>

第1章	策定にあたっての前提条件	28
1	将来人口推計	28
2	財政の見通し	30
3	SDGsの推進	33
第2章	施策体系	34
第3章	施策分野別計画	38
基本政策1	安心・安全で快適に暮らせるまち	40
施策1-1	防災	40
1-2	消防・救急	42
1-3	交通安全・防犯・消費生活	44
1-4	地域コミュニティ・市民協働	46
基本政策2	生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち	48
施策2-1	健康・医療	48
2-2	生涯学習	50
2-3	文化芸術・歴史	52
2-4	スポーツ	54
基本政策3	良質な住環境のなかで暮らせるまち	56
施策3-1	みどり・生物多様性	56
3-2	市街地整備・景観	58
3-3	道路	60
3-4	河川・排水	62
3-5	上下水道	64
3-6	交通	66
3-7	住宅	68
3-8	生活環境	70
3-9	廃棄物	72
基本政策4	賑わいと魅力のあるまち	74
施策4-1	地域経済	74
4-2	農業	76
4-3	ツーリズム	78
基本政策5	誰もが自分らしく暮らせるまち	80
施策5-1	高齢者福祉	80
5-2	障害福祉	82
5-3	地域福祉	84
5-4	共生社会	86

基本政策 6	子どもをみんなで育むまち	88
施策 6-1	子ども・子育て	88
6-2	学校教育	92

第4章	計画を推進するために	96
------------	------------	----

1	財政運営	96
2	資産活用	97
3	組織・人材	97
4	行政経営	98
5	マーケティング	99

第5章	計画の進行管理	100
------------	---------	-----

I 序論編

第1章 総合計画の策定にあたって

1 目的

本市は、昭和 33 (1958) 年に新町建設計画を策定し、その後、昭和 43 (1968) 年に新市総合開発計画、昭和 52 (1977) 年に総合計画、昭和 60 (1985) 年に長期構想、平成 12 (2000) 年に基本構想・前期基本計画、平成 22 (2010) 年に後期基本計画と、その時代に合わせたまちづくりの基本方針を定め、それら計画に基づき市政経営を進めています。

今回、平成 12 (2000) 年に策定した基本構想、平成 22 (2010) 年に策定した後期基本計画の期間が終了することから、新たな計画を策定するものです。

計画策定にあたっては、本市が現に直面している課題の解決はもとより、多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化などに対応し、より戦略的で高い実効性を伴った市政経営を進めるため、流山市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第 22 条第 1 項の規定により、計画を策定します。

< 流山市自治基本条例（抜粋） >

（総合計画）

第 22 条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画（以下「総合計画」という。）を策定します。

- 2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければなりません。
- 3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。
- 4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。

2 構成と期間

総合計画は、自治基本条例第 22 条第 1 項の規定により、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 つで構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、本市がどんなまちを目指すのかという「目指すまちのイメージ」を示し、それを実現するための「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの基本政策」を定めるものです。

期間は定めませんが、基本計画の見直しの際は、基本構想についても見直しを検討するものとします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示す「目指すまちのイメージ」の実現に向けて、「まちづくりの基本政策」に基づき、「施策」を体系別に整理するものです。

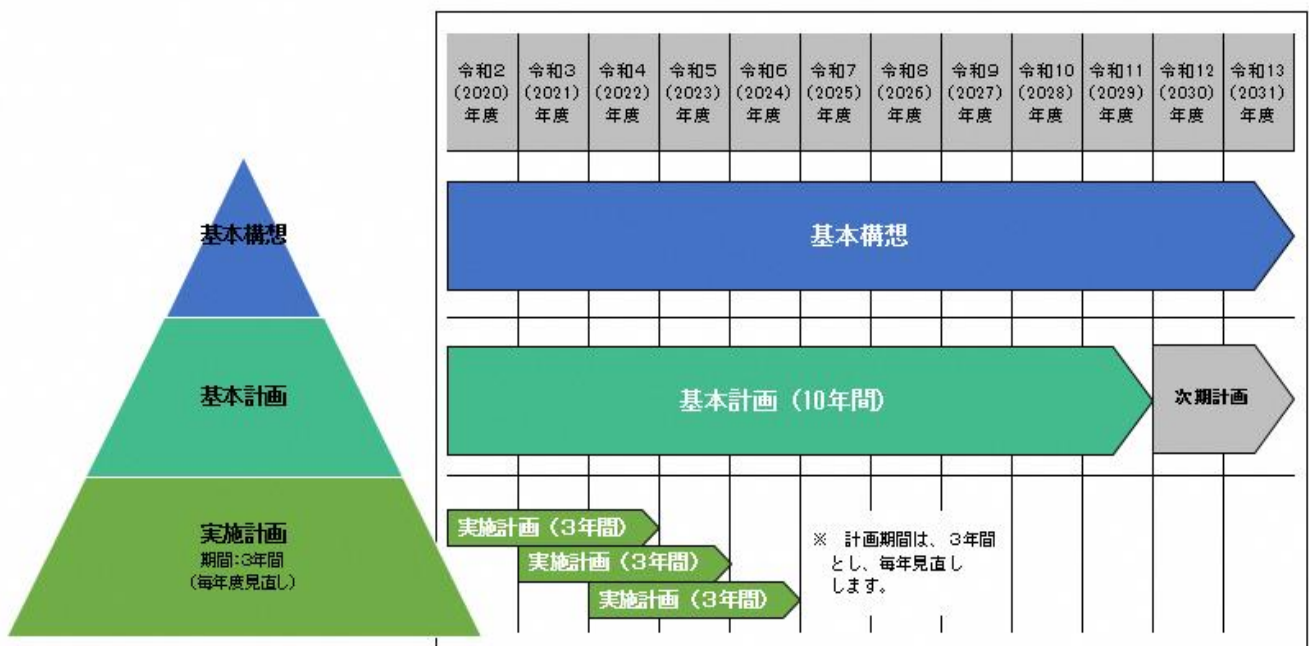
その期間は令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた「施策」を計画的かつ効率的に推進するための具体的な事業を定めるもので、その期間は 3 年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や国の制度改正、事業の進捗状況などに対応するため、行政評価を活用したローリング方式により、毎年度見直しします。

図表 I - 1 - 1 総合計画の構成と計画期間



第2章 今後のまちづくりに向けて

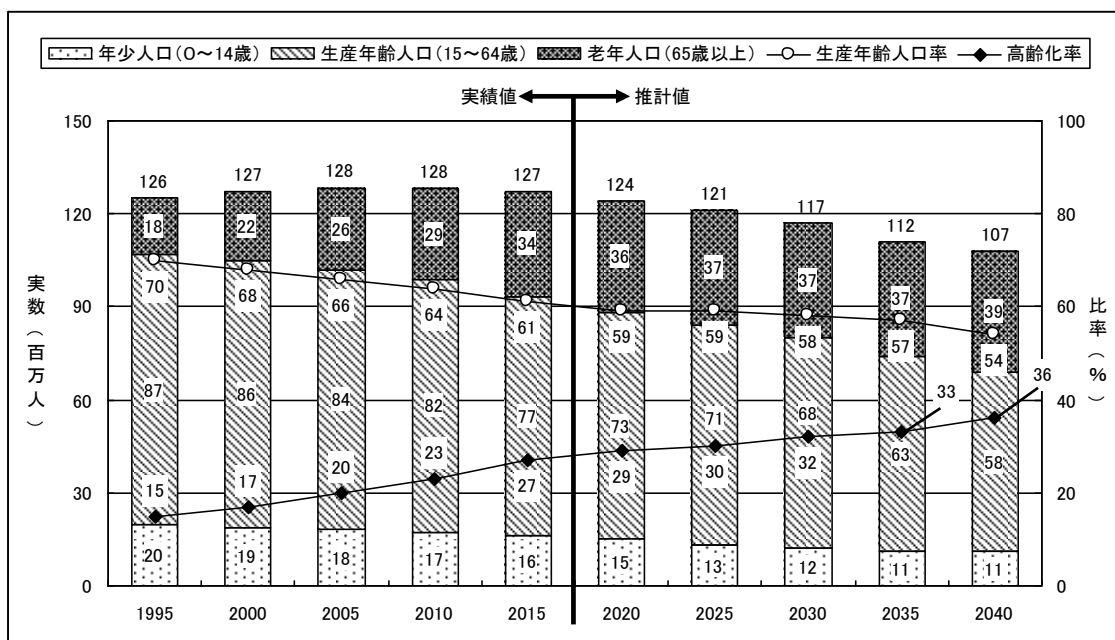
1 社会経済情勢

(1) 人口

我が国がかつて経験したことのない人口減少・超高齢社会

- 近年、我が国の総人口は、平成22（2010）年頃を境に減少傾向に転じ、本格的な人口減少社会に突入しています。国勢調査に基づく平成27（2015）年の総人口は約1億2,700万人であり、そのうちの約4分の1を65歳以上の高齢者が占めています。
- 一方、首都圏¹の総人口は平成27（2015）年頃までは増え続けているものの、今後は長期にわたる減少局面に移行すると予測されています。その内訳をみると、少子高齢化の進展によって、働く年齢の中核の人々である生産年齢人口（15～64歳）が、総人口よりも15年早い平成12（2000）年に、既にピークを迎えています。
- これに対し、老年人口（65歳以上）は一貫して増え続け、約20年後の令和22（2040）年には1,400万人、対平成27（2015）年比で300万人（27.3%）増加し、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）が35%まで大きく上昇すると予測されています。
- 今後、首都圏では、高齢化の進展に伴う死亡数の増加によって、自然減（死亡数－出生数）が拡大していくとともに、全国的な人口減少の影響による社会増（転入数－転出数）の縮小によって、総人口が本格的な減少局面に移行するほか、介護を要する高齢者や認知症高齢者など、支援が必要な高齢者が増加すると予測されます。

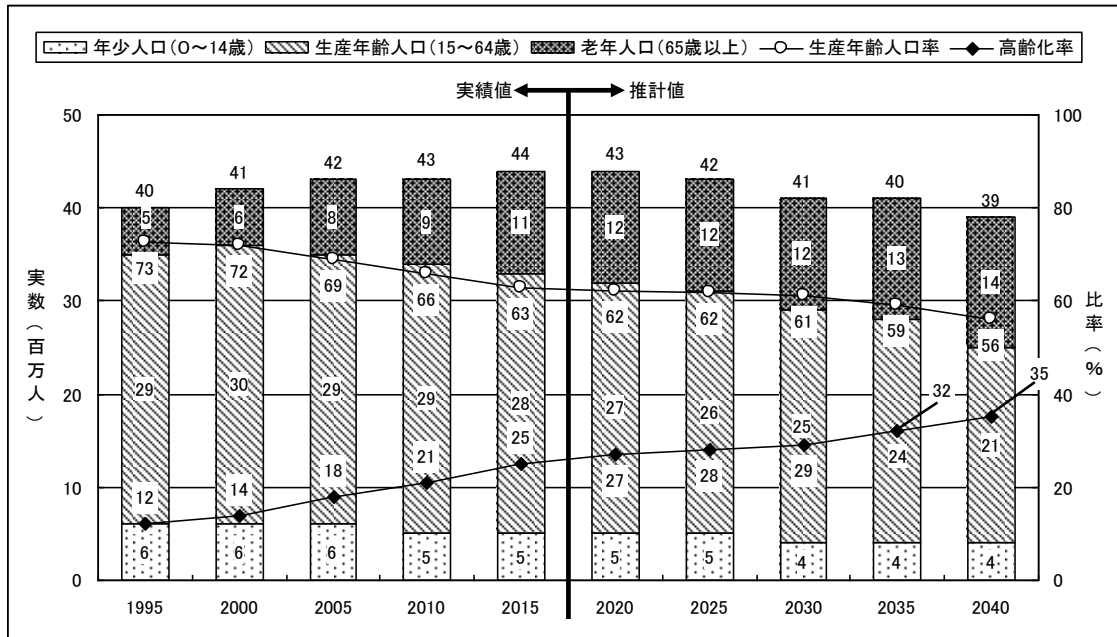
図表 I-2-1 全国の人口の推移



出典：平成29年版首都圏白書

¹ 千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域を対象。

図表 I - 2 - 2 首都圏の人口の推移



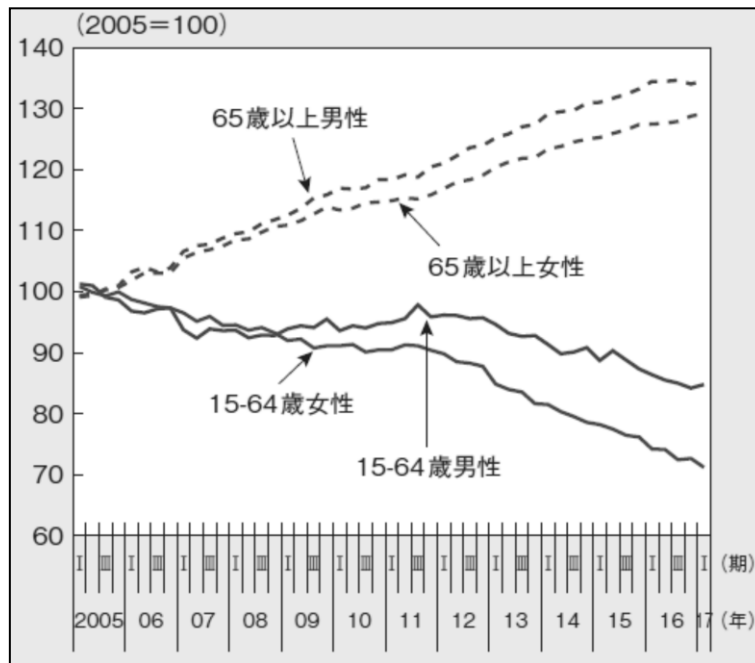
出典：平成29年版首都圏白書

(2) 産業・経済

時間や空間にしばられない働き方改革の進展

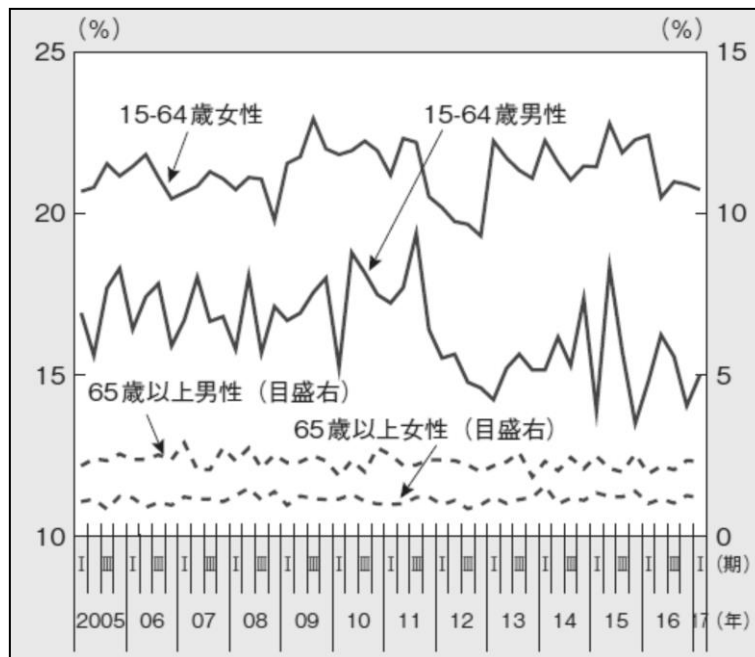
- 近年、国内の労働市場は、有効求人倍率がバブル期最高の1.46倍を超える1.48倍（平成29（2017）年4月）となり、人手不足の状況がバブル期並みとなっています。
- 一方、現在就業しておらず求職もしていない非労働力人口は、65歳以上の高齢者や15～64歳の女性で多く存在しており、労働意欲を持っている層が一定割合存在しています。
- このような状況下、高齢者や女性の労働参加をより拡大するため、長時間労働を前提とした働き方を改め、時間や場所を選択できる多様で柔軟な働き方を可能にする、「働き方改革」に向けた動きが、近年、全国的に活発化しています。
- 今後、働き方改革の進展によって、多くの人が自分の意思で働く場所や時間を選択することが容易となることで、女性や高齢者をはじめとする働き手の掘り起こしによる税収の増加など、様々な経済波及効果の創出が期待されます。

図表 I - 2 - 3 年齢・男女別非労働力人口



出典：内閣府「平成 29 年度 経済財政白書」

図表 I - 2 - 4 非労働力人口に占める就職希望者の割合



出典：内閣府「平成 29 年度 経済財政白書」

(3) 都市構造

広域的な交通利便性の向上

- 平成30（2018）年6月の埼玉県三郷市～千葉県市川市高谷に至る延長約15.5kmの東京外かく環状道路（外環道）の開通によって、都市を結ぶ広域的な道路ネットワークの機能が向上し、大型の物流施設や商業施設の新規立地等の波及効果の創出が期待されます。
- 現在、秋葉原駅を起点としているつくばエクスプレスは、国土交通大臣の諮問機関である交通政策審議会の答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28（2016）年4月20日）において、東京駅延伸が国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクトとして位置づけられ、時期は未定であるものの、実現した場合、沿線自治体と都心とのアクセス利便性がさらに向上することが期待されます。

(4) 地域コミュニティ

今後さらに重要性が高まる地域コミュニティ

- 人口減少や少子高齢化、世帯規模の縮小、個人主義・プライバシー重視社会の進展等を背景に、全国的に地域社会における人と人とのつながりや支え合い・助け合いの意識が希薄化し、地域コミュニティの機能低下が進んだことにより、高齢者の孤独死、子どもの虐待や子育ての孤立化、管理が放棄された空き家・空き地の発生など、かつては顕在化していなかった現象が深刻な社会問題となっています。
- 一方、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、多くの地域で電気・水道・ガス等のライフラインや物資の輸送が寸断された中、避難所の運営や炊き出し、支援物資の配布等を通じ、大規模災害発生時の応急・復旧過程において、地域コミュニティが極めて重要な役割を担っていることを多くの人々に改めて認識させる大きな契機となりました。
- 本格的な人口減少・超高齢社会の進展をはじめとする社会経済情勢の変化に伴い、今後ますます個人や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化していくと見込まれる中、全国的に行政の能力だけでこれらの課題にきめ細かく対応することは、もはや限界にさしかかっており、地域コミュニティが果たす役割の重要性は従来にも増して高まっていくと見込まれます。

(5) 自治体経営

持続可能な行政経営基盤の構築

- 近年、地方自治体の歳出は、人件費²・扶助費³・公債費⁴からなる義務的経費⁵が、構成比ベースで50%を超え、全国的に財政構造が硬直化しています。
- 今後、社会経済情勢の変化に伴い、子育て・教育環境の充実等に取り組む重要性が増す一方、高齢化の進展に伴う要介護者や生活保護受給者の増加等による扶助費、老朽化した公共建築物や道路・下水道等のインフラ施設の機能を保つための更新費用が増大し、地方財政に深刻な影響を与えると予測されます。
- また、地方公務員数は、国からの度重なる要請を受け、各地方自治体が定員適正化等の地方

² 職員の給料・諸手当、特別職及び議員への報酬、委員会委員等への報酬など。

³ 社会保障制度の一環として地方自治体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方自治体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

⁴ 地方自治体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

⁵ 歳出のうち、その支出が義務づけられており、任意に削減することができない経費。

< I 序論編 >

行政改革を推し進め、特に、平成17（2005）年度から取り組んだ「集中改革プラン」に基づく大幅な定員削減（純減）を実施した結果、平成6（1994）年の328.2万人から平成28（2016）年の273.7万人へと約2割（54.5万人）減少しています。

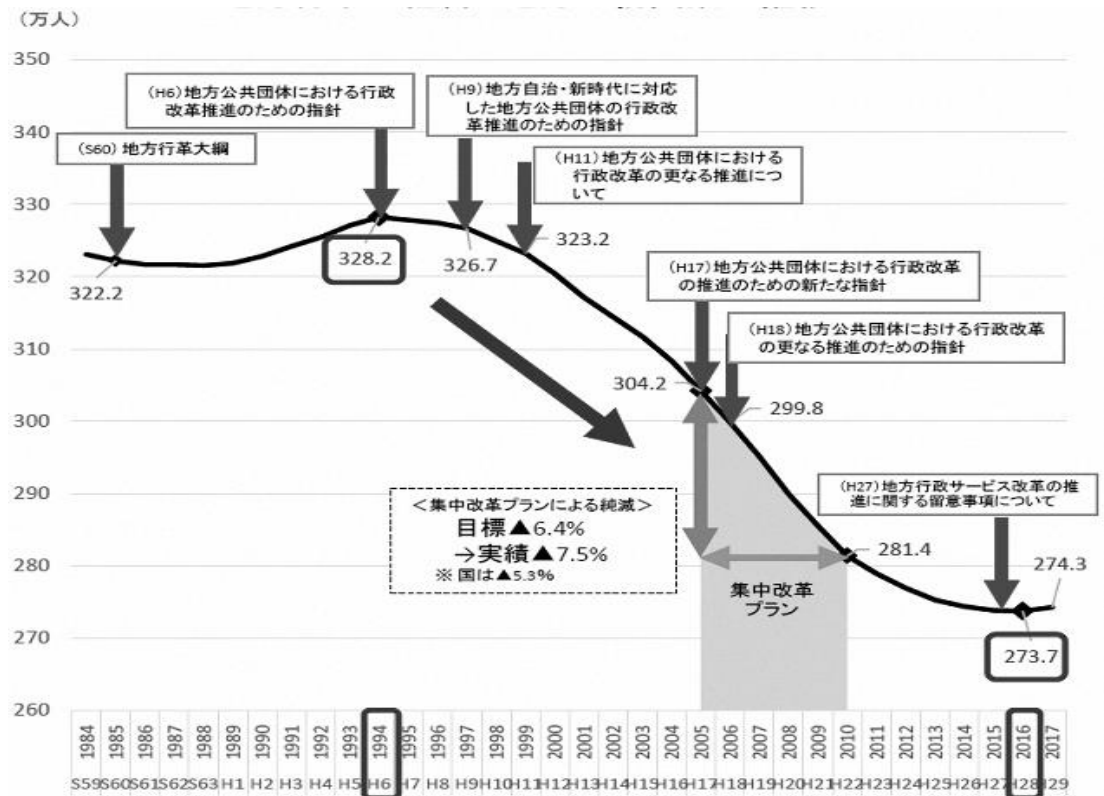
- このような状況下、地方自治体が限られた人員で、社会経済情勢の変化や行政課題に柔軟に対応し、持続可能な行政経営基盤を構築するためには、行政と市民・事業者・市民活動団体など地域社会を構成する多様な主体との協働を進めるとともに、行政経営の仕組や手法の改善・改革を推進する重要性がさらに高まると見込まれます。

図表 I-2-5 性質別歳出純計決算額の状況

区 分	決 算 額			構 成 比		増 減 率	
	平成 29年度	平成 28年度	増減額	29年度	28年度	29年度	28年度
	億円	億円	億円	%	%	%	%
義務的経費	493,956	490,239	3,717	50.4	50.0	0.8	0.5
人件費	224,652	224,686	△ 34	22.9	22.9	△ 0.0	△ 0.4
扶助費	142,814	140,098	2,715	14.6	14.3	1.9	5.1
公債費	126,491	125,455	1,036	12.9	12.8	0.8	△ 2.8
投資的経費	151,654	151,252	402	15.5	15.4	0.3	1.4
普通建設事業費	143,206	143,069	137	14.6	14.6	0.1	0.9
うち補助事業費	73,010	71,241	1,769	7.5	7.3	2.5	△ 1.1
うち単独事業費	62,978	64,006	△ 1,028	6.4	6.5	△ 1.6	2.3
災害復旧事業費	8,448	8,183	265	0.9	0.8	3.2	12.2
失業対策事業費	1	1	△ 0	0.0	0.0	△ 15.0	△ 10.4
その他の経費	334,374	339,924	△ 5,550	34.1	34.6	△ 1.6	△ 2.0
うち補助費等	98,375	98,422	△ 47	10.0	10.0	△ 0.0	△ 0.3
うち繰出金	53,718	54,477	△ 759	5.5	5.6	△ 1.4	△ 2.9
合 計	979,984	981,415	△ 1,431	100.0	100.0	△ 0.1	△ 0.3

出典：総務省「平成31年度 地方財政白書」

図表 I-2-6 地方行革の経緯と地方公務員数の推移



出典：自治体戦略2040構想研究会第8回事務局提出資料（平成30（2018）年8月）

2 市民参加手続の概要

流山市市民参加条例の規定に基づき、計画策定にあたって幅広い市民意見等を聴くため、次のとおり市民参加手続を行いました。

(1) 市民意識調査

調査期間：平成 30（2018）年 5 月 1 日～ 5 月 29 日

調査方法：郵送による調査票の配付・回収

調査対象：本市に住民登録をしている 15 歳以上の方 3,000 名を無作為抽出

回収数：1,747 票（回収率 58.2%）

(2) 無作為抽出型市民会議（～明日の流山を語ろう～ “トーキングカフェ”）

開催日時：平成 30（2018）年 6 月 16 日 おおたかの森センター、北部公民館

6 月 17 日 南流山センター、東部公民館

実施方法：ワークショップ

※ ただし、北部公民館、東部公民館は、参加希望者が少なかったことから、インタビュー形式。

参加者：本市に住民登録をしている 15 歳以上の方 3,000 名を無作為抽出した中から、応募のあった方計 34 名



トーキングカフェ

(3) 事業者懇談会

開催日時：平成 30（2018）年 6 月 22 日 流山市役所

実施方法：グループ別インタビュー

参加者：次期総合計画の期間に 40 代、50 代を迎え地域経済の中心となる若手事業者 12 名及び農業者 3 名の計 15 名

(4) 市民活動団体アンケート

調査期間：平成 30（2018）年 5 月 1 日～ 7 月 10 日

調査方法：電子データファイルによる調査票の配付・回収

調査対象：市民活動推進センターに登録している 197 団体

回収数：49 団体（回収率 24.9%）

(5) 中学生意見交換会

開催日時：平成 30（2018）年 8 月 1 日

流山市コミュニティプラザ

実施方法：ワークショップ

参加者：市内の中学校に通学する 中学 1 年生～ 3 年生 17 名



中学生意見交換会

< I 序論編 >

(6) 総合計画審議会

開催日時：第1回 平成30(2018)年9月28日
第2回 平成30(2018)年10月12日
第3回 平成30(2018)年10月22日
第4回 平成30(2018)年11月2日
第5回 平成30(2018)年11月19日
第6回 平成30(2018)年12月17日

実施方法：諮問・答申

委員：市民公募等18名



審議会からの答申

(7) パブリックコメント(予定)

開催日時：令和元(2019)年9月1日～9月30日

実施方法：

意見提出：

(8) タウンミーティング(予定)

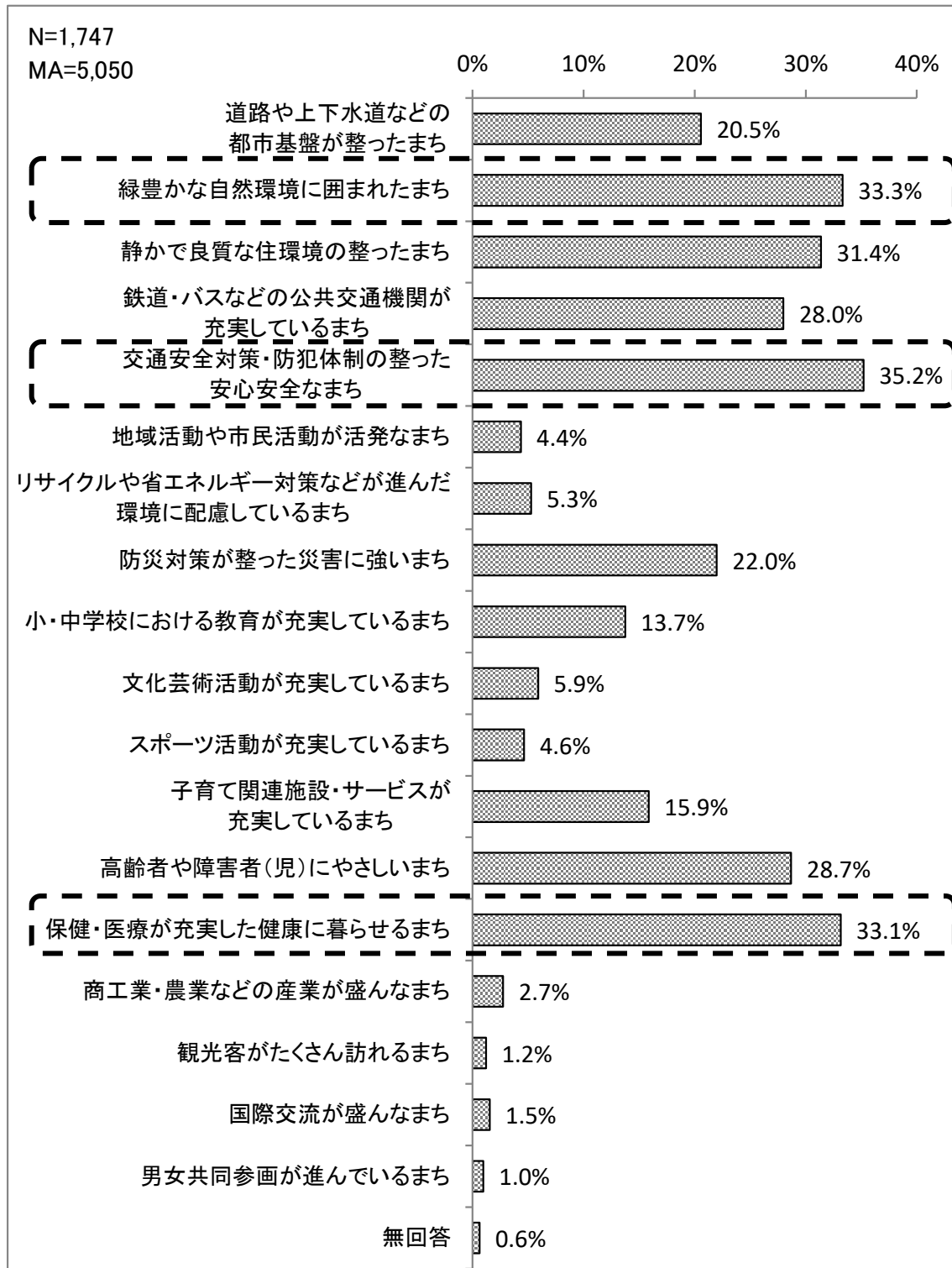
開催日時：令和元(2019)年9月14日

9月15日

実施方法：

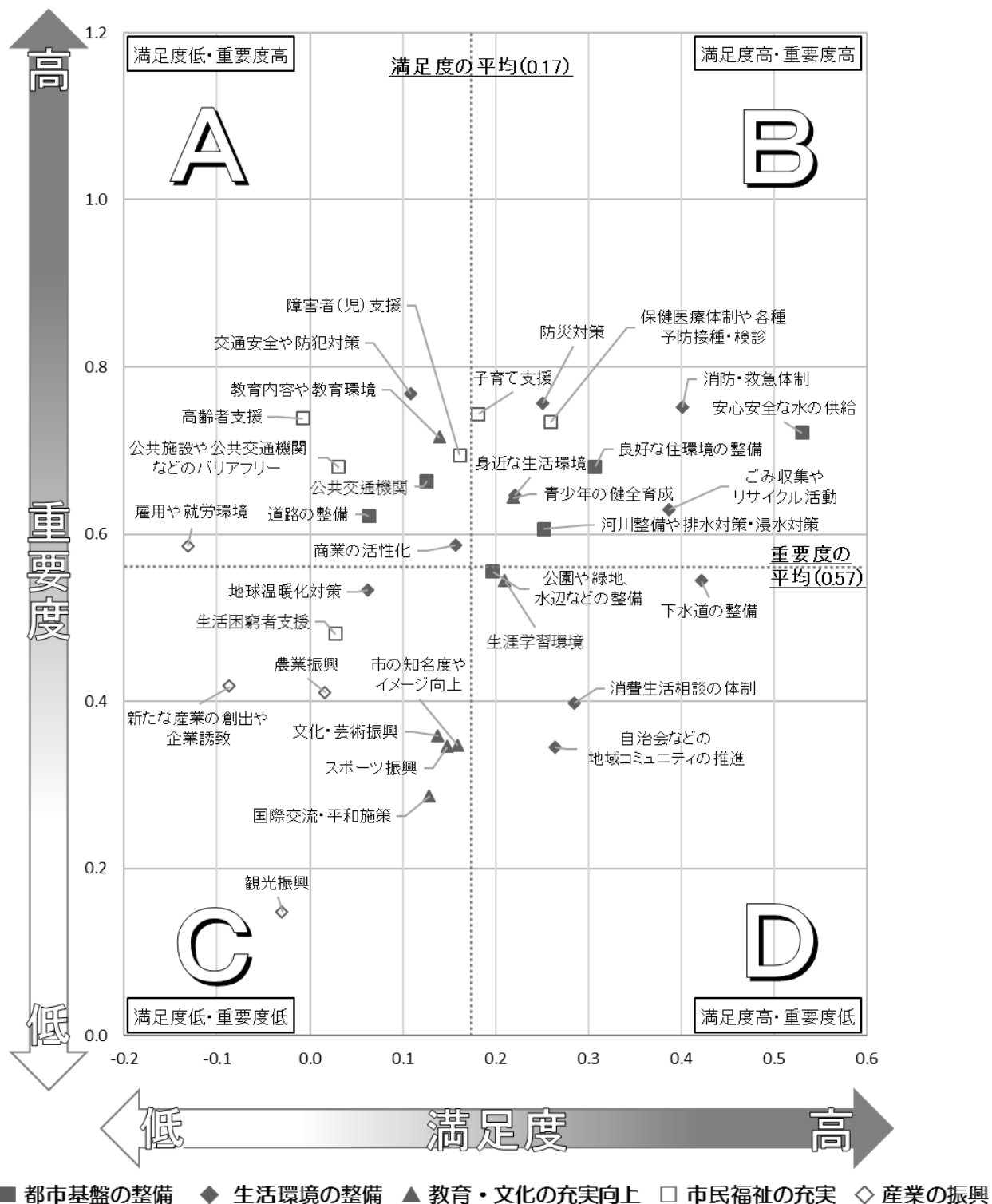
参加者：

図表 I-2-7 将来なつてほしいまちの姿（市民意識調査）



< I 序論編 >

図表 I-2-8 市の取組に対する現在の満足度と今後の重要度の2軸分析の結果（市民意識調査）



3 前計画の評価・総括

(1) 基本構想の主要政策課題

<将来都市像>

『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』

<主要政策課題>

常磐新線（つくばエクスプレス）建設

平成 17 (2005) 年 8 月に開業し、新たに市内に 3 駅（南流山駅、流山セントラルパーク駅、流山おおたかの森駅）開設されました。

つくばエクスプレス沿線整備

市内 4 地区（新市街地、運動公園、木、西平井・鰯ヶ崎）、約 627 ヘクタールの土地区画整理事業を推進し、平成 25 (2013) 年 2 月には西平井・鰯ヶ崎地区の事業計画の見直しを行い、西平井・鰯ヶ崎地区と鰯ヶ崎・思井地区の 2 地区に分割し、5 地区で事業を推進しています。平成 30 (2018) 年度末現在、5 地区平均約 87%の進捗です。

(2) 後期基本計画⁶

<具体的な都市のイメージ>

「都心から一番近い森のまち」

整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）

- 「生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理」については、大堀川水辺公園や木 1 号街区公園などの公園整備のほか、まちなか森づくりプロジェクトとして、坂川用水路跡地などへ在来種の木を植樹しました。また、グリーンチェーン戦略の推進により、認定施設は 234 件、緑化面積は 140,843㎡増加し、累計では 297 件、164,055㎡となりました。



まちなか森プロジェクトによる植樹

- 「地域特性に合った良好な市街地整備」については、つくばエクスプレス沿線整備を進めるとともに、流山セントラルパーク駅前市有地では、私立幼稚園・小学校などを整備し、また、流山おおたかの森駅前市有地では、多目的ホールや市民窓口センターなどの公共施設棟のほか、ホテルや商業施設などを整備しました。
- 「個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全」については、良好な景観の形成を図るため、新たに広告物条例を制定しました。
- 「快適な生活環境を目指した下水道整備の推進」については、既成市街地やつくばエクスプレス沿線整備地区の整備を進め、下水道普及率は、平成 22 (2010) 年の 71.5%から平成 30 (2018) 年度末の 89.3%へ上昇しました。また、下水道事業の更なる経営の効率化を図るため、企業会計を導入しました。

⁶ 数字は特に明記のないものは平成 30 (2018) 年度末のもの。

< I 序論編 >

- 「土地利用・生活環境に配慮した道路整備」については、都市計画道路では、3・3・28号中駒木線や3・5・22号東深井市野谷線を整備し、幹線・補助幹線では、市道前ヶ崎・向小金1号補助幹線や江戸川台駅西口広場を整備しました。また、都市緑化を推進するために街路樹整備を進めました。
- 「安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備」については、道路冠水や浸水被害が発生している南流山地区では、準用河川神明堀・新東谷調整池の整備、野々下地区では、野々下1号雨水幹線の整備を行い、浸水被害解消を図るとともに、三輪野山地区では（仮称）三郷流山橋の建設に合わせて、和田堀都市下水路の改修を千葉県と進めています。さらに、みやぞの野鳥の池や大堀川防災調節池では河川環境整備を行い、水辺拠点を創出しました。
- 「水需要に応じた水道事業の展開」については、つくばエクスプレス沿線整備地区の配水管の拡張を進めるとともに、老朽化した江戸川台浄水場や西平井浄水場の改修を進めました。また、平成27年4月、水道事業と下水道事業を統合し、経営の効率化を図りました。
- 「利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実」については、つくばエクスプレスの8両化と東京駅延伸について首都圏新都市鉄道株式会社などに要望活動を進め、8両化については令和元年5月に実施が発表されました。また、東武野田線運河駅の橋上駅舎及び自由通路、東口駅前広場等の整備が終了し、初石駅の橋上駅舎及び自由通路の整備を進めています。流山ぐりんバスについては、ルートを増設や路線の見直しにより、利用者数は平成22（2010）年の64.9万人から平成30（2018）年の91万人に増加しています。



市内を走るぐりんバス

生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）

- 「豊かで美しい生活環境の創造」については、二酸化炭素排出量の抑制を図るため、平成19（2007）年度からスタートした太陽光発電設備の設置補助について、これまでに1,276件（6,361kW相当）交付しました。また、生物多様性の推進では、平成30（2018）年度から重点地区・拠点の拡大を図り、生態系ネットワークの構築に努めています。環境美化では、平成24（2012）年度からクリーンボランティア「まちをきれいに志隊」を結成し市内各地で清掃活動を行っているほか、平成30（2018）年に路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例を改正しました。平成24（2012）年に流山市空き地の雑草等の除去に関する条例を制定し、空き地の適正管理を推進しています。
- 「環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり」については、適正なごみ収集に努め、効率的な収集やリサイクル意識の向上を図るため、平成24（2012）年度から資源物の行政回収と集団回収の一本化を図りました。また、同年度からは、福祉部門と連携を図り、高齢者等のごみ出し支援を開始しました。廃棄物処理の適正な維持管理については、クリーンセンター及び森のまちエコセンターとともに、一般廃棄物処理施設の性能を維持するため定期点検整備を実施し、廃棄物を適正に処理しています。



まちをきれいに志隊による清掃活動

- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の放射能対策については、いち早く子どもが多く利用する施設の除染を完了し、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える指定廃棄物の焼却灰は、国が設置する長期管理施設が整備されるまでの間、一時保管し、クリーンセンターで安全に管理しています。
- 「自然災害・都市災害への備えと予防」については、災害用井戸や防災備蓄倉庫の整備を進めるとともに、新東谷地区と上新宿地区に新たに防災広場を整備しました。共助の中心を担う自主防災組織については、支援メニューの充実を図りましたが、組織率は横ばいにとどまっています。また、東日本大震災の際には、姉妹都市相馬市への支援や被災地からの避難者の受け入れなどを行いました。消防・救急については、老朽化した南消防署の建て替えを実施するとともに、消防本部・中央消防署の移転調査を進めています。また、高度で複雑な災害への対応や広域応援に対応するため、平成25(2013)年4月から6市による千葉北西部消防指令センターの共同運用が始まりました。
- 「日常生活での安全性と快適性の確保」については、自治会等の自主防犯パトロール隊等への活動支援、安心メールの登録推進、防犯カメラの設置など、地域防犯力の向上を図り、刑法犯認知件数は、平成22(2010)年の2,264件からほぼ半減しました。また、防犯灯の維持管理にESCO事業を導入し、蛍光灯からLEDへ一斉交換したのち、市で維持管理等を行うことで、電気料と温室効果ガスの削減と、自治会の負担軽減を図りました。
- 「賢い消費者の育成」については、架空請求はがきによる相談件数の増加やスマートフォン等の普及によって相談内容が多様化・複雑化しました。巧妙化する悪質商法に関する相談に対応するため、相談員の研修機会を増やすなどスキルアップに努めました。また、消費者被害を未然に防ぐための出前講座を実施しました。
- 「市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進」については、核家族化などの生活様式の変化に伴い、価値観が多様化する中で、既存のコミュニティ組織への参加意識が減退している傾向がみられます。世帯数は増加傾向にあるものの、自治会加入率は伸長せず、同じ目的を持った人々が集まる市民活動団体数は、増加しています。



建替えた南消防署

学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

- 「いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進」については、人生100年時代を見据え、さまざまな団体などと連携し、子どもから高齢者まで、ライフステージや生活課題に応じた学習機会を提供しました。また、木の図書館やおおたかの森センター、おおたかの森子ども図書館の整備など、生涯学習環境の整備を進めるとともに、平成26(2014)年度からはおおたかの森出張所(当時)での本のピックアップサービスを開始しました。さらに、平成29(2017)年度からは、夏休み期間中の子どもの居場所を設けるため、新たに、学校施設を利用した「子どもの居場所づくり事業」を



学校施設を利用した子ども居場所づくり

< I 序論編 >

始めました。

- 「個性を生かす教育環境の基盤充実」については、小・中学校すべてに学習サポート教員や英語活動指導員を配置するとともに、学校サポート教員の派遣や中学校におけるALT⁷の増配、さらに文部科学省から研究指定を受けた英語教育強化地域拠点事業を推進し、教育内容の充実を図りました。

学校施設については、早期に小中学校すべての校舎及び屋内運動場の耐震化を完了するとともに、普通教室への空調設備についても整備を終えました。また、児童・生徒数の増加に対応するため、おおたかの森小・中学校の新設や小山小学校と南流山小学校の増築を終えるとともに、八木北小学校の増築を進めています。さらに、大畔地区に設置する小学校、中学校の整備を進めています。

- 「次代を担う青少年を育てる地域環境づくり」については、青少年健全育成では、さまざまな青少年育成団体と連携し、異年齢間交流の場を提供しました。また、青少年の社会環境を健全にするため、関係団体と連携し、広報啓発活動や街頭パトロールなどの事業に取り組むとともに、青少年専門相談員によるきめ細やかな相談に努めました。

- 「ながれやま市民文化の継承と醸成」については、文化芸術活動に取り組んでいる市民の発表の場として、音楽祭や文化祭を開催しました。また、市民がより芸術に親しめるよう、平成31(2019)年4月、流山おおたかの森駅北口に音響に優れた多目的ホール「おおたかの森ホール」を開館し、質の高い音楽コンサートなどを開催しています。



音響に優れたおおたかの森ホール

博物館については、利根運河通水120周年や市制施行50周年など、市民が興味を持てるようなテーマで企画展を実施しました。また、文化財の保護では、平成22(2010)年以降、新たに12件の文化財を指定しました。

- 「スポーツ活動の基盤づくり」については、市民総合体育館の建替えや流山スポーツフィールドの整備を進め、スポーツ環境の充実を図りました。また、市民総合体育館は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のオランダチームの事前キャンプ地として基本合意されたことから、機運を高めるために、オリンピック・パラリンピアンによる交流事業などを実施しました。



オランダのトップアスリートと子どもたちとの交流

- 「国際社会への対応」については、江戸川台駅前庁舎に国際理解サポートセンターを設置し、外国人住民からの相談や市民との交流事業など、多文化共生に努めました。

誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）

- 「安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」については、待機児童の解消を図るため、おおたかの森地区及び南流山地区を中心に、保育所整備を進め、総定員は平成22(2010)年の1,789人から4,262人増え、平成31(2019)年4月には総定員6,051人となりましたが、待機児童は42人と解消には至りませんでした。

⁷ 英語を主言語とする外国籍の人で外国語（活動）の授業で日本人教員を補助する人。

学童クラブについては、指定管理者制度を導入した平成24（2012）年度の定員は845人でしたが、入所を希望する児童を受け入れられるように、施設整備を行い、平成31（2019）年4月の定員は2,140人にと増加を図りました。また、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費の通院費助成について、平成24（2012）年12月から、それまでの小学6年生までから、中学校3年生までに拡充を図りました。子どもの健全な遊び場を提供するため、おおたかの森地区及び南流山地区に新たに児童センターと子育て支援施設の整備に着手しています。



学童クラブでの子どもたち

- 「高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり」については、施設入所待機者の解消を図るため、平成22（2010）年以降、広域型特養5か所500床、地域密着型特養1か所29床の整備を行うとともに、高齢者の生きがい推進を図るため高齢者ふれあいの家設置を支援し、現在市内全域で23か所設置されています。障害者支援については、障害児の療育・自立支援を進めるため、児童デイつばさの開設と、つばさ学園の機能を拡充し、児童発達支援センターとしてスタートしました。また、「親亡き後」の障害者の生活の場を確保するために知的障害者グループホームを整備しました。
- 「誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり」については、生活保護法等に基づいて、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、生活保護の適正実施に努めました。高齢者の住環境の改善を図るため、高齢者住み替え支援相談制度を新たに設け、高齢者の住み替えを進めるとともに、子育て世代の定住促進を進めました。
- 「健康で明るい暮らしづくり」については、特定健診の充実を図るなど市民の健康意識の高まりに応えました。母子保健事業では、平成29（2017）年10月から保健センター3階に、新たに「妊婦さん相談スペース」を開設したことにより、多くの妊婦面接を実施することができ、妊娠早期から出産、子育てへ切れ目ない支援に結び付けました。また、平成31（2019）年3月からは、おおたかの森市民窓口センターでも母子健康手帳交付時に保健師等専門職による面接を実施し、令和元（2019）年10月からは南流山センターでも面接を行います。
- 「地域で支える福祉のまちづくり」については、地域福祉活動の拠点となる福祉会館を安心して快適に利用できるように、順次改修を進めました。また、平成26（2014）年10月に地域支え合い活動推進条例を制定し、平成27（2015）年4月から日常的な見守り活動や災害時の避難支援活動等に関わる自治会等に対して対象者名簿を提供し、孤独死の防止や災害時要援護者避難支援の推進を図りました。
- 「バリアフリーのまちづくり」については、公共交通機関を利用する際の移動の利便性・安全性の向上を図るため、運河駅や流山おおたかの森駅のバリアフリー化を進めました。
- 「誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり」については、生活に困窮する方の自立を支援するため、関係部署との連携を密にすることで福祉サービスの充実を図ったほか、



妊婦さん相談スペースでの妊婦面接

< I 序論編 >

就労の準備や自立の相談など包括的・継続的な支援を行い自立の助長を促す体制の構築に努めました。

賑わいと活気に満ちた流山（産業の振興）

- 「商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化」については、シティセールスは、交流人口の拡大と定住人口の増加を図るため、「森のマルシェ」をはじめとする各種イベントなどに加え、首都圏駅PR広告などさまざまな手法を用いたPRにより、市の知名度とイメージの向上に努めた結果、交流人口は平成22年(2010)度の87,850人から、110,100人となり22,250人増加しました。



森のマルシェ

商工業の振興については、地域共通ポイントカードの導入支援、商店街の街路灯や専門家派遣、空き店舗の改修費への補助、中小企業資金融資及び利子補給などにより、中小企業の育成及び経営の安定化などの振興を図りました。

- 「工業の強化と新たな産業の創造」については、税収の確保、雇用の機会の増大、市内企業等の事業機会の拡大、市民の生活利便性の向上のほか、「都心から一番近い森のまち」の都市イメージの実現に向けて、魅力ある企業や研究所、商業施設などの立地が促進されるよう、進出事業者及び土地所有者に対するサポートに努めました。
- 「誰でもが安心して働ける環境・基盤づくり」については、ハローワーク松戸と連携し「ジョブサポート流山」（地域職業相談室）において就職相談・紹介・求人情報の提供に努めたほか、就職に結びつかない若年未就労者には、主に正規雇用を目標に専門キャリアカウンセラーによる「就職個別相談」を行い、1人ひとりに継続した細やかなサポートを実施した結果、これまで相談者の445人のうち、388人が就職し（就職率87%）、そのうち326人が正規雇用でした。（正規雇用率84%）
- 「多様な方面からの農業の振興」については、後継者・担い手の問題等を抱える環境のなか、農用地利用集積、遊休農地の有効利用促進、認定農業者・新規就農者への育成のほか、農産物直売所（新鮮食味）の設置や、学校給食への市内農産物の供給といった地産地消の推進や販売網の拡大などを図りました。
- 「特色ある観光の育成と創設」については、流山本町と利根運河を本市のツーリズム拠点として、歴史的建造物を活用した飲食店などの開設を支援したほか、白みりん200周年や利根運河通水125周年の記念祭や体験型イベントの開催により、両地域の交流人口の拡大を図り、観光入込数は平成22（2010）年の15.8万人から35.2万人と倍増しました。また、平成31（2019）年4月、流山おおたかの森駅北口に、外国人来訪者にも対応できる「流山おおたかの森駅前観光情報センター」を開設しました。



流山おおたかの森駅前観光情報センター

公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営（行政の充実）

- 平成 29（2017）年 1 月に市制施行 50 周年を迎え、記念式典を含め、合わせて 18 の事業を実施しました。
- 「市民参加の地域社会づくり」については、平成 24 年（2012）年に市民参加条例を制定し、市民自治の推進を図りました。また、市民活動団体公益事業補助金事業では、平成 30（2018）年度までの 8 年間に市民 CO2 削減量調査事業や子育てを弧育てにしない事業など延べ 61 事業を認定し、地域で展開されました。



流山市市制施行 50 周年記念式典

- 「健全で効率的な行財政運営」については、将来にわたる健全で規律ある市の財政運営に資するために、平成 29（2017）年に健全財政維持条例を制定しました。行政改革を着実に推進した結果、人口に対する職員数が県下で最も少ない自治体として、効率的な行政運営を維持しています。また、住民記録等基幹システムの再構築により、約 5 割の経費削減を果たしたほか、電子申請やマイナンバーの利用により、市民の利便性向上を図るとともに、保育所の入所選考に AI（人工知能）を活用したシステムを導入し、事務の効率化と入所申請者の満足度の向上を図りました。公有財産の適切な管理を図るために、戦略的な資産経営の方針を示す公共施設等総合管理計画を策定し、さらに、大規模改修や長寿命化などを計画的に進めるため、施設の用途ごとに個別施設計画を策定しました。
- 「地方分権・広域行政への取組」については、千葉県からパスポートの申請事務について権限移譲があり、平成 29（2017）年 3 月からおおたかの森出張所（現、おおたかの森市民窓口センター）で申請から受け取りまでできるようになりました。また、広域行政の取組の 1 つとして、これまで友好のあった石川県能登町と平成 24（2012）年 1 月に姉妹都市の盟約を取り交わし、令和 2（2020）年 1 月には、岩手県北上市と新たに姉妹都市の盟約を取り交わす予定です。

- 「男女共同参画社会づくり」については、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を進めました。審議会委員の募集に際しては担当課において、女性の積極的な応募を各課で呼びかけ、審議会における女性登用率は平成 20（2008）年の 27.1%から 37.5%へと向上しました。また、女性が抱えるさまざまな悩みや問題に対応するため、平成 29（2017）年度から「女性の生き方相談」を開設しました。



女性のキャリアアップを目指した講座

< I 序論編 >

II 基本構想編

第1章 目指すまちのイメージ

都心から一番近い森のまち

- 本市が目指すまちのイメージは、「都心から一番近い森のまち」とします。
- 本市は、つくばエクスプレスの開業やつくばエクスプレス沿線土地地区画整理事業によるまちづくりに合わせ、「都心から一番近い森のまち」を具体的な都市のイメージとして掲げ、共働き子育て夫婦（DEWKS）をメインターゲットとしたシティプロモーションなどを進めた結果、人口は、つくばエクスプレス開業時（平成17（2005）年）の約15万2千人から、平成31（2019）年には19万2千人と、約4万人増加しています。
- 全国的には人口減少が進んでいるなか、本市が将来にわたり人口の減りにくいまちを創るには、市民の方からは「住み続けたいまち」、「住んでよかったまち」、市外の方からは「住みたいまち」として憧れる、「良質で住み続ける価値の高いまち」を目指す必要があります。
- そのためには、本市の特徴である「都心への交通利便性が高く、都市文化と豊かな自然が共存する良質な住環境が整ったまち」を一層磨き上げ、都市のブランドを高める必要があります。
- 平成30年12月には、そのブランド表現の1つとして「ビジュアルアイデンティティガイドライン」を策定し、都心から一番近い森のまちのイメージを明確にしたブランドマークを定めています。
- また、「森のまち」には、オオタカが生息する市野谷の森だけでなく、市内に点在する公園や市民の森、街路樹やグリーンチェーン戦略による緑の連鎖、まちなか森づくりプロジェクトなどによる緑や森の創出と、市民が「住んでよかった」、「ずっと住み続けたい」と思えるようなまちとなるため、「安心・安全で快適に暮らせるまち」から「子どもをみんなで育むまち」まで、総合計画が目指す6つの政策分野の「まちづくり」が含まれています。

図表Ⅱ-1-1 ブランドマーク



第2章 まちづくりの基本理念

「都心から一番近い森のまち」の実現に向け、6つの「まちづくりの基本政策」の根底に共通する「まちづくりの基本理念」を次のとおり掲げます。

1 市民の知恵と力が活きるまちづくり

市民や事業者、団体、市などが互いに連携し、協力しあい、それぞれが持っている知恵や力を十分に活かせるまちづくりに努めます。

2 市民が誇りと喜びを持てるまちづくり

市民がまちへの「誇り」と、まちづくりへの「喜び」を持てるよう、市民がまちづくりに関わる機会や活躍できる機会をつくり、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めます。

3 市民・都市・コミュニティが健康なまちづくり

市民が健やかで穏やかに暮らすため、心身の健康はもちろん、経済・生活の基盤となる都市機能や、家族・職場・地域をはじめとするコミュニティなど、市民を取り巻く環境が社会的にも満たされた「健康」であるように努めます。

第3章 まちづくりの基本政策

「都心から一番近い森のまち」の実現に向け、6つの政策分野ごとに「まちづくりの基本政策」を、次のとおり掲げます。

1 安心・安全で快適に暮らせるまち

- 自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑えます。
- 火災や事故などの災害から、市民の生命と財産を守ります。
- 交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから市民生活を守ります。
- 地域コミュニティの活性化を図り、協働・連携を通して地域課題に取り組みます。

2 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち

- 生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせる市民の健康づくりを進めます。
- 市民一人ひとりが生涯学習活動を通して人生を豊かにできるまちをつくります。
- 文化芸術や歴史に親しむ機会を創出するとともに、歴史的文化的遺産を次世代へ伝えます。
- スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進を図ります。

3 良質な住環境のなかで暮らせるまち

- 市民に潤いと安らぎを与える緑の保全・創出に取り組みます。
- 地域の特性を活かした魅力ある街並みを創出します。
- 安全で円滑に移動できる道路網と道路環境を整備します。
- 大雨時の洪水氾濫・内水氾濫による被害を最小限に抑えます。
- 安全な水道水を安定的に供給するとともに、衛生的な下水道サービスを提供します。
- 交通ネットワークの充実と利便性の向上を図ります。
- 多様な世代・世帯が安心して住み続けられる住まいの確保に取り組みます。
- 地球環境にやさしい、快適な生活環境をつくります。
- ごみの発生量を減らし、資源を有効に利用する循環型のまちをつくります。

4 賑わいと魅力のあるまち

- 消費者と働き手にとって魅力のある事業者や店舗を充実させます。
- 都市農業の多面的機能を活かし、生産性や収益性を高める農業の振興を図ります。
- 地域資源を活用し、交流人口の拡大を図ります。

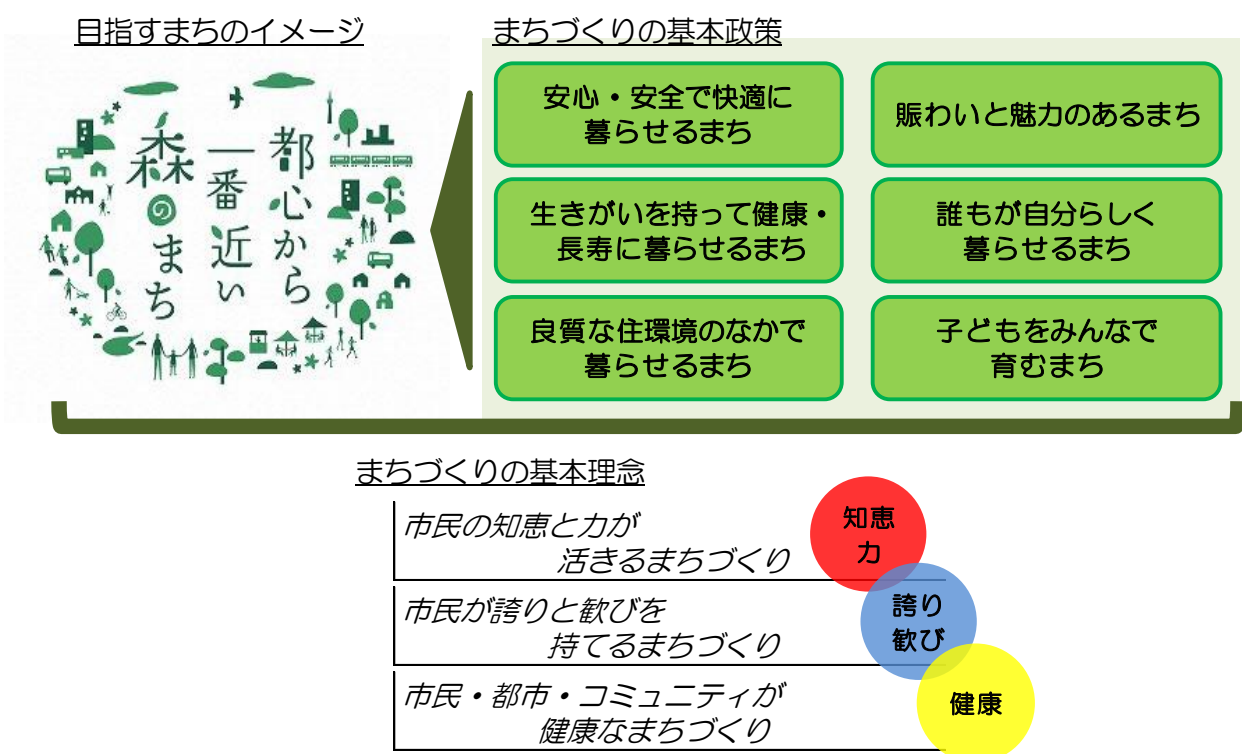
5 誰もが自分らしく暮らせるまち

- 高齢者が住み慣れた地域のなかで、いつまでも自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくります。
- 障害者等が、地域や家庭のなかで、自分らしく自立した生活を送ることができるまちをつくります。
- 自助・共助・公助の役割分担のもと地域の“チカラ”を高めます。
- すべての市民が国籍や性別などにかかわらず、互いの人権を尊重し合える社会をつくります。

6 子どもをみんなで育むまち

- すべての子どもが健やかに育ち、地域全体で子育てできるまちをつくります。
- 学びに向かう力と自立する子どもを育みます。

図表Ⅱ-3-1 「目指すまちのイメージ」と「まちづくりの基本政策」、「まちづくりの基本理念」の関係



第4章 市政経営の基本方針

目指すまちのイメージ「都心から一番近い森のまち」の実現に向け、まちづくりの基本理念のもと、6つのまちづくりの基本政策に基づいた施策や事業を進めるためには、限られた経営資源を効果的に配分し、同じ経営資源ならより大きな効果を上げる必要があります。

また、近年、社会経済情勢や国の制度改革など、変化のスピードが速くなってきており、市民ニーズや課題に迅速・的確に応えるために、環境変化・構造変化に強い市政経営に取り組み、市民の役に立つ市役所の体制をつくる必要があります。

そのため、総合計画を進めるための市政経営の基本方針を次のとおり掲げます。

1 健全な財政運営

扶助費をはじめとした義務的経費が年々増加しており、政策や施策の実現には、財源の確保が求められます。

負担を次世代に先送りしないために、中長期的な財政見通しや健全財政維持条例に基づく財源の確保や財政の安定性・継続性の確保などに取り組みます。

2 効果的な資産活用

本市の公共施設の多くが昭和 45（1970）年～昭和 55（1980）年頃にかけて集中的に整備されたことから、計画的な施設の長寿命化や大規模改修更新などが必要となります。

現在、取り組んでいるファシリティマネジメントを引き続き推進するとともに、将来的な人口減少を見据えた機能の集約や時代のニーズに応じた施設の転用、複合化など、施設のライフサイクルコストの見直し、人口動態や財源変動を見据えた資産の有効活用を進めます。

3 機能的な組織と人材育成

労働人口の減少により、職員の担い手不足も懸念される中、多様化・複雑化する市民ニーズに迅速・的確に対応するため、少ない人員で、高い効果を生み出すことが求められます。

効率的・機能的な組織の確立や、行政サービスを支える職員一人ひとりの意識啓発や能力開発を進めます。

4 生産性の向上と新たな付加価値の創造

限られた経営資源を活かすため、AI（人工知能）やロボティクスによる自動処理などの技術革新を積極的に活用し、業務の生産性の向上を図るとともに、職員は職員でなければできない業務に特化することで、行政サービス全体の付加価値の創造を図ります。

Ⅲ 基本計画編

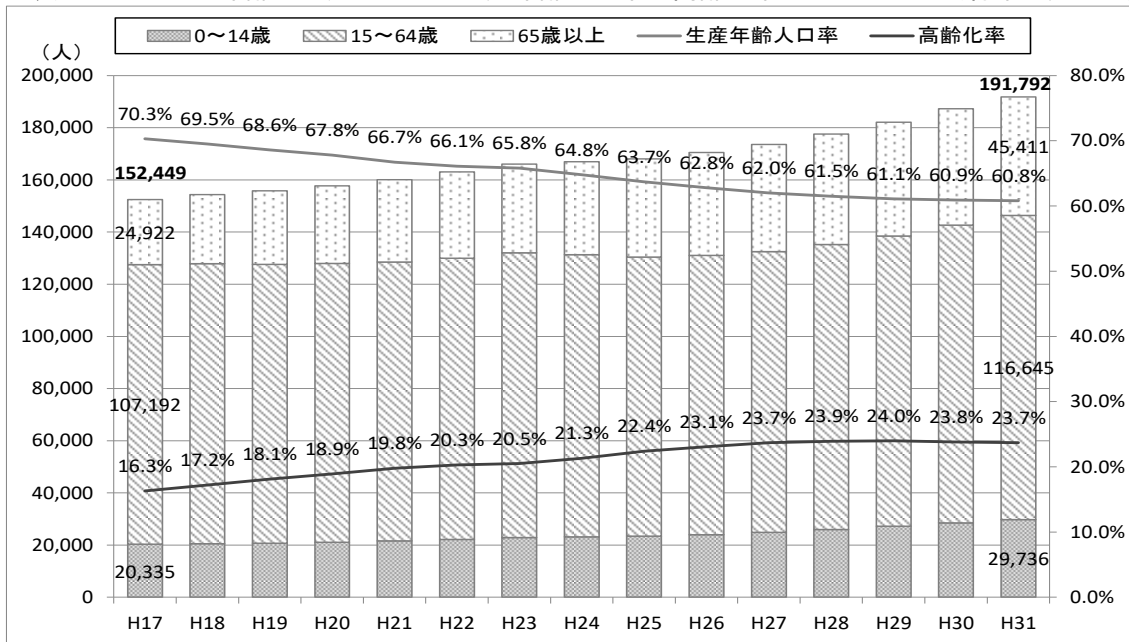
第1章 策定にあたっての前提条件

1 将来人口推計

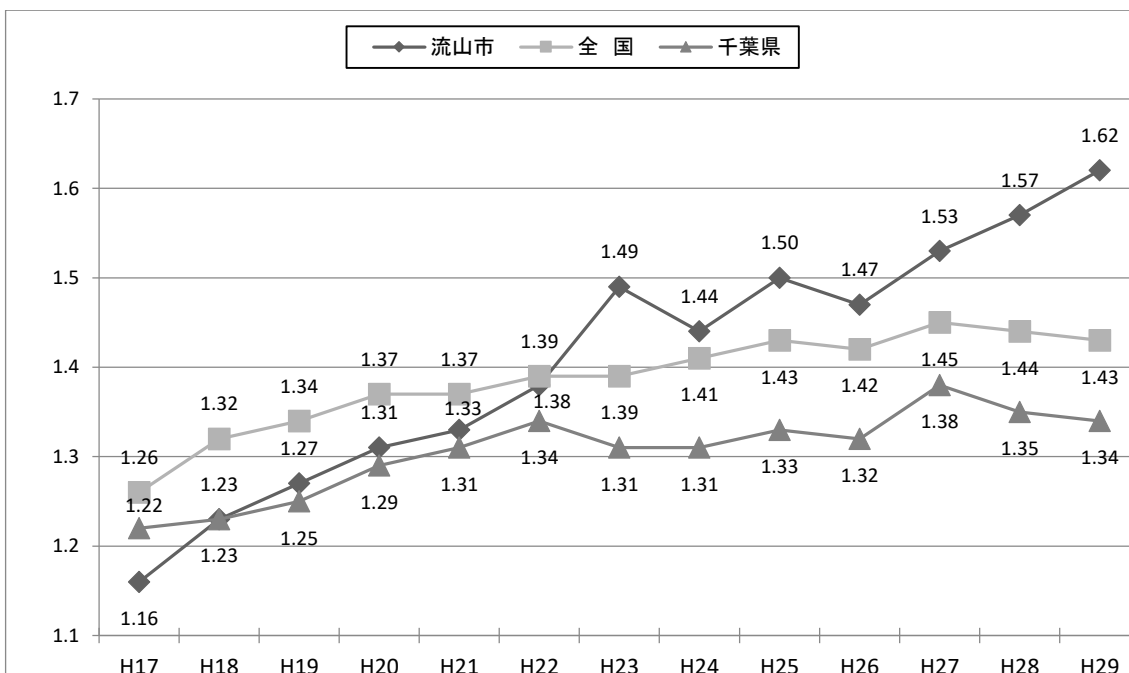
(1) 人口の推移

全国的には人口減少・少子高齢化が進展している中、本市の人口は、つくばエクスプレスが開業した平成17(2005)年以降、約4万人増加し、合計特殊出生率も国や県を大きく上回っています。

図表Ⅲ-1-1 年齢3区分の人口と生産年齢人口率・高齢化率 (各年4月1日)



図表Ⅲ-1-2 合計特殊出生率 (流山市・全国・千葉県)



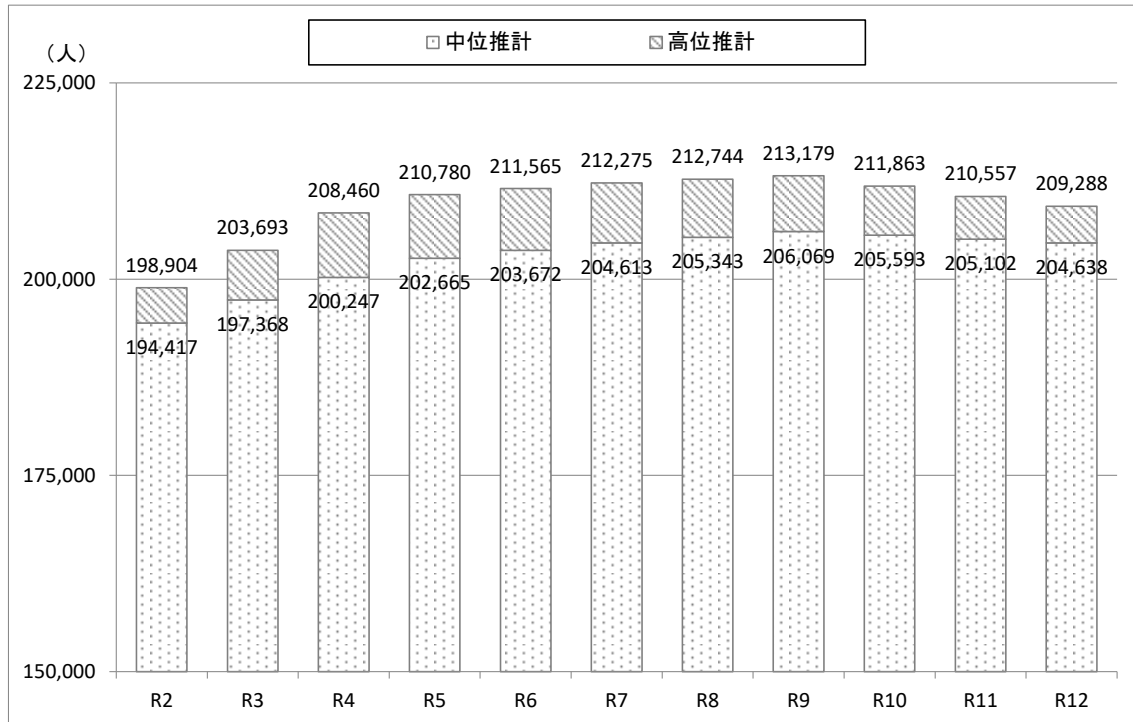
(2) 将来人口推計

将来人口推計によると、中位推計・高位推計ともに、近い将来、人口は20万人を突破し、令和9（2027）年をピークに緩やかに減少していくものの、基本計画の計画期間内は20万人を維持するものと推計されています。

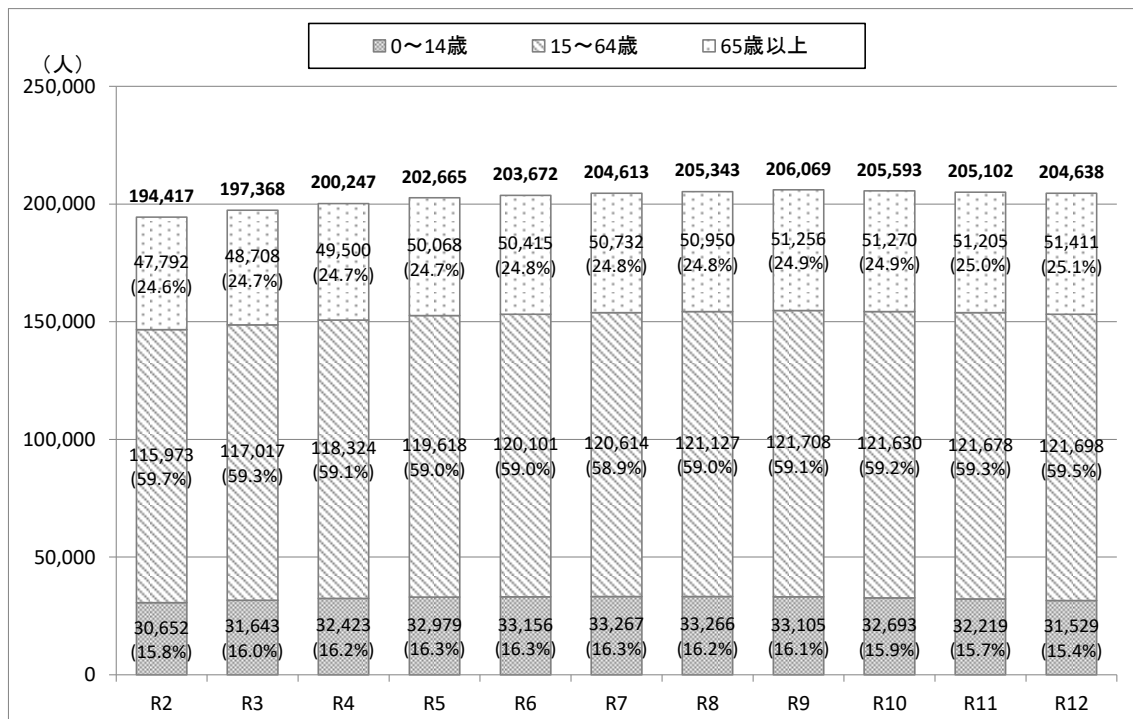
年齢3区分別人口（中位推計）をみると、0～14歳の年少人口と担税力の高い15～64歳の生産年齢人口は、減少する年が見られるものの、引き続き高い水準で推移します。

一方、65歳以上の老年人口は、増加傾向にあり、令和11（2029）年には51,205人に上り、総人口の4分の1を占めると予測されています。

図表Ⅲ－1－3 将来人口中位推計・高位推計



図表Ⅲ－1－4 将来人口・年齢3区分別人口（中位推計）



2 財政の見通し

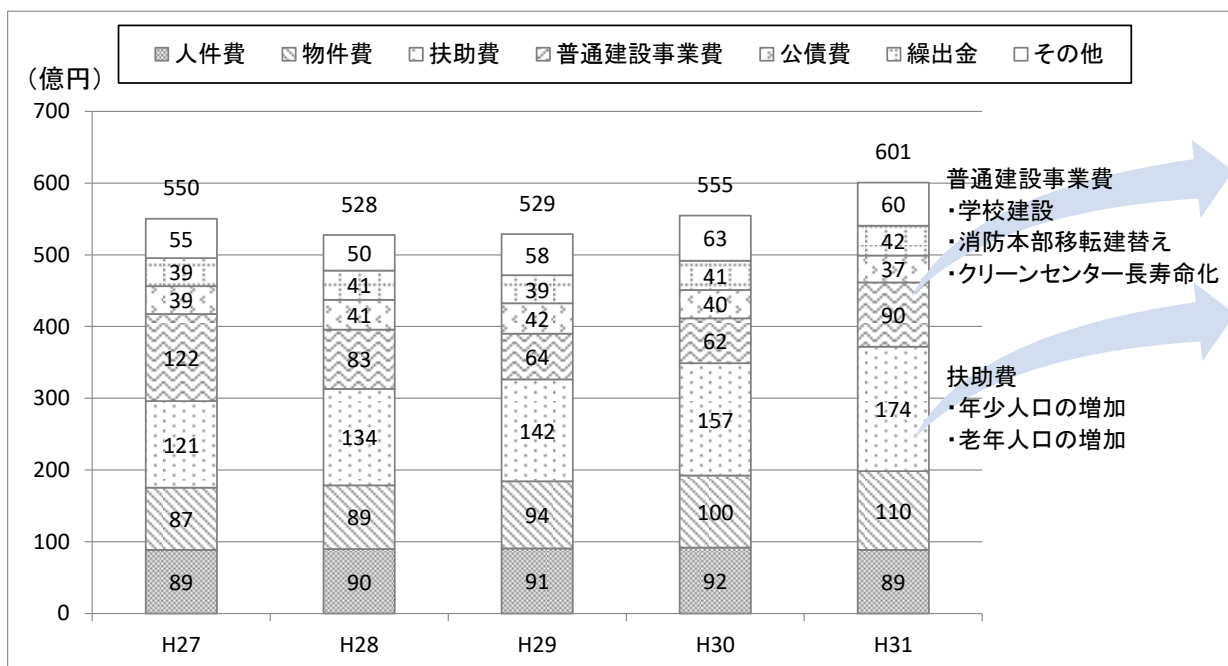
(1) 歳出の見通し

0～14歳の年少人口や65歳以上の老年人口の増加により、引き続き、子育てや高齢者支援に係わる扶助費などの義務的経費の増加が見込まれます。

また、義務教育施設の整備やクリーンセンターの長寿命化工事、消防本部の移転など大きな支出を伴う事業（以下「大規模事業」という。）により、各事業の期間中は大幅な投資的経費⁸（普通建設事業費）の増加が見込まれます。

基本計画の前半期間は、扶助費などの増加に加え、大規模事業が集中しているため、歳出規模は増加することが見込まれます。

図表Ⅲ－２－１ 一般会計当初予算歳出の推移



(2) 歳入の見通し

担税力の高い世代の納税義務者の増加や土地区画整理事業の進捗、さらには新川耕地の大型物流施設の立地などにより、自主財源である市民税や固定資産税などの市税収入は今後も増加することが見込まれます。

一方、現制度上では、こうした税収の増加が基準財政需要額⁹の伸びを上回る可能性があるため、普通交付税¹⁰については減収の恐れがあります。

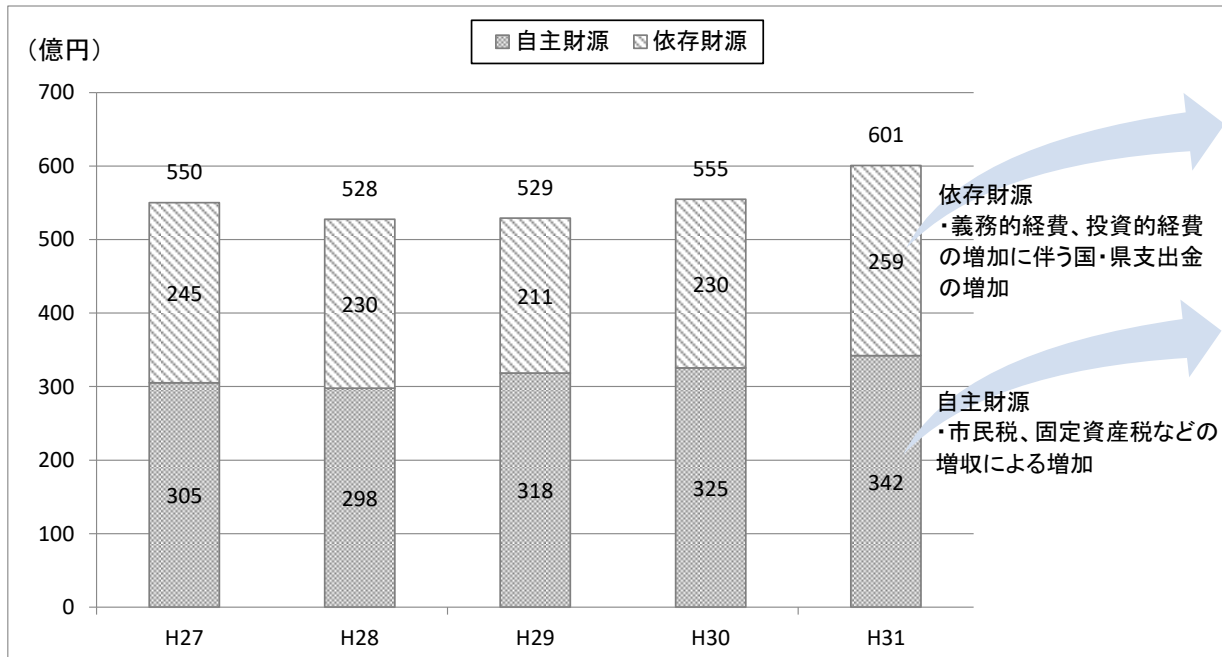
依存財源である国・県支出金は、扶助費などの義務的経費に係わるものについては増加傾向で推移し、投資的経費に係わるものについては、大規模事業の実施に応じて大きな増加があるものと見込まれます。

⁸ 各種社会資本整備など、支出の効果が長期にわたる経費。

⁹ 普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行う場合の財政的な需要額を算定したもの。

¹⁰ 標準的な行政サービスを維持するために必要な経費について、税収等で賄えない部分に対して交付されるもの。

図表Ⅲ－２－２ 一般会計当初予算歳入の推移



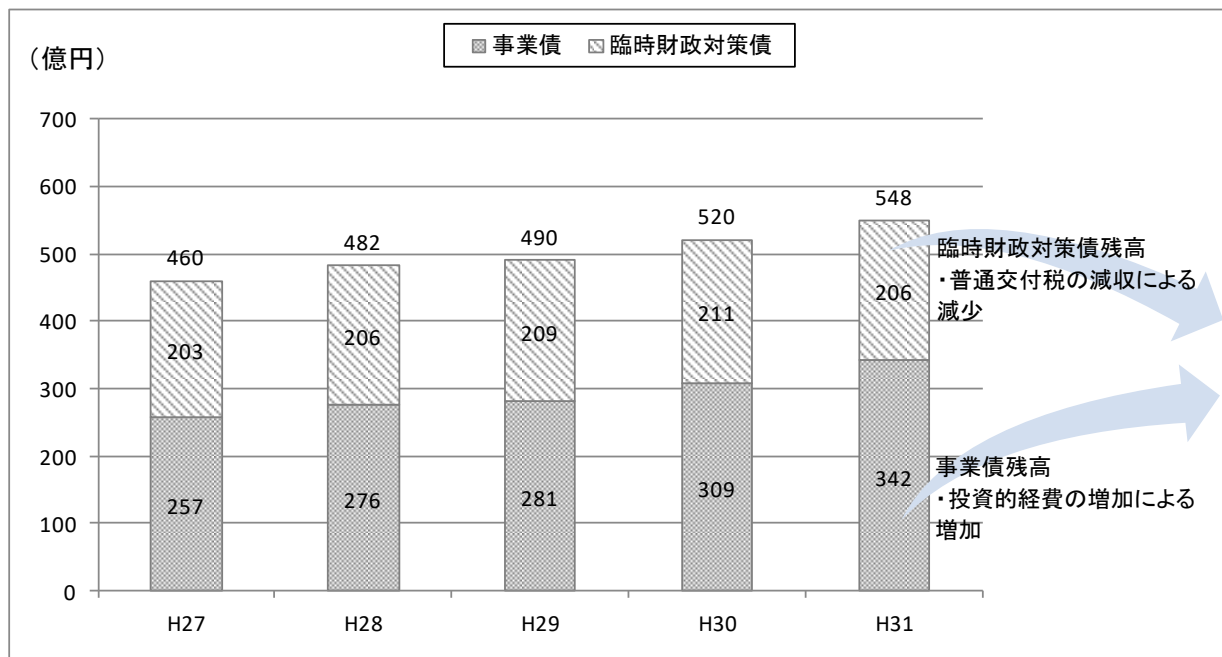
(3) 市債残高の見通し

公共施設建設などの際には、現役世代だけでなく、将来世代の負担を考え、市債を借入れます。

投資的経費の増加により、市債残高は増加していくものと見込まれます。

なお、臨時財政対策債¹¹については、本市の普通交付税が減収する見通しであり、今後は発行可能額が減少し、残高は減っていくものと見込まれます。

図表Ⅲ－２－３ 市債残高の推移



※平成 27 年度から平成 29 年度は決算額、平成 30 年度以降は予算現額としています。

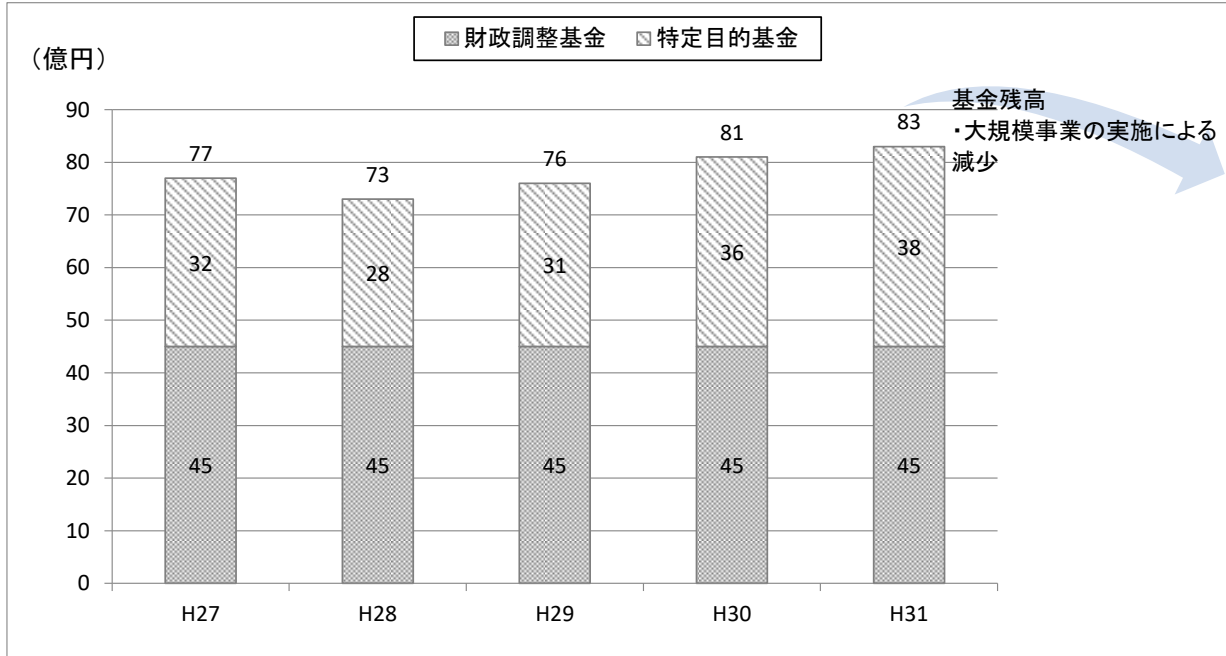
¹¹ 地方交付税の交付原資の不足に伴い、地方交付税に代わる地方一般財源として発行可能となった、特例的な地方債。

<Ⅲ 基本計画編>

(4) 基金残高の見通し

基本計画の前半期間は、大規模事業が集中するため、年度間の財源調整を図るため、財政調整積立基金及び特定目的基金の残高は減少していくと見込まれます。

図表Ⅲ－２－４ 基金残高の推移



※平成 27 年度から平成 29 年度は決算額、平成 30 年度以降は予算現額としています。

3 SDGsの推進

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（以下「SDGs」という。）」とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて採択された令和 12（2030）年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

これを受け、我が国では、関係省庁が連携し政府一体となった取組を可能にする新たな国の実施体制として、平成 28（2016）年 5 月、政府内に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置されるとともに、同年 12 月には同本部により「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が決定されています。

同指針では、SDGs を全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を最大限反映することが奨励されています。

総合計画が目指す「都心から一番近い森のまち」や基本理念の 1 つである「市民・都市・コミュニティが健康なまちづくり」、さらには 6 つのまちづくりの基本政策は、SDGs と重なるものであり、総合計画を推進することは、SDGs の達成に向けた取組にもつながると考えます。

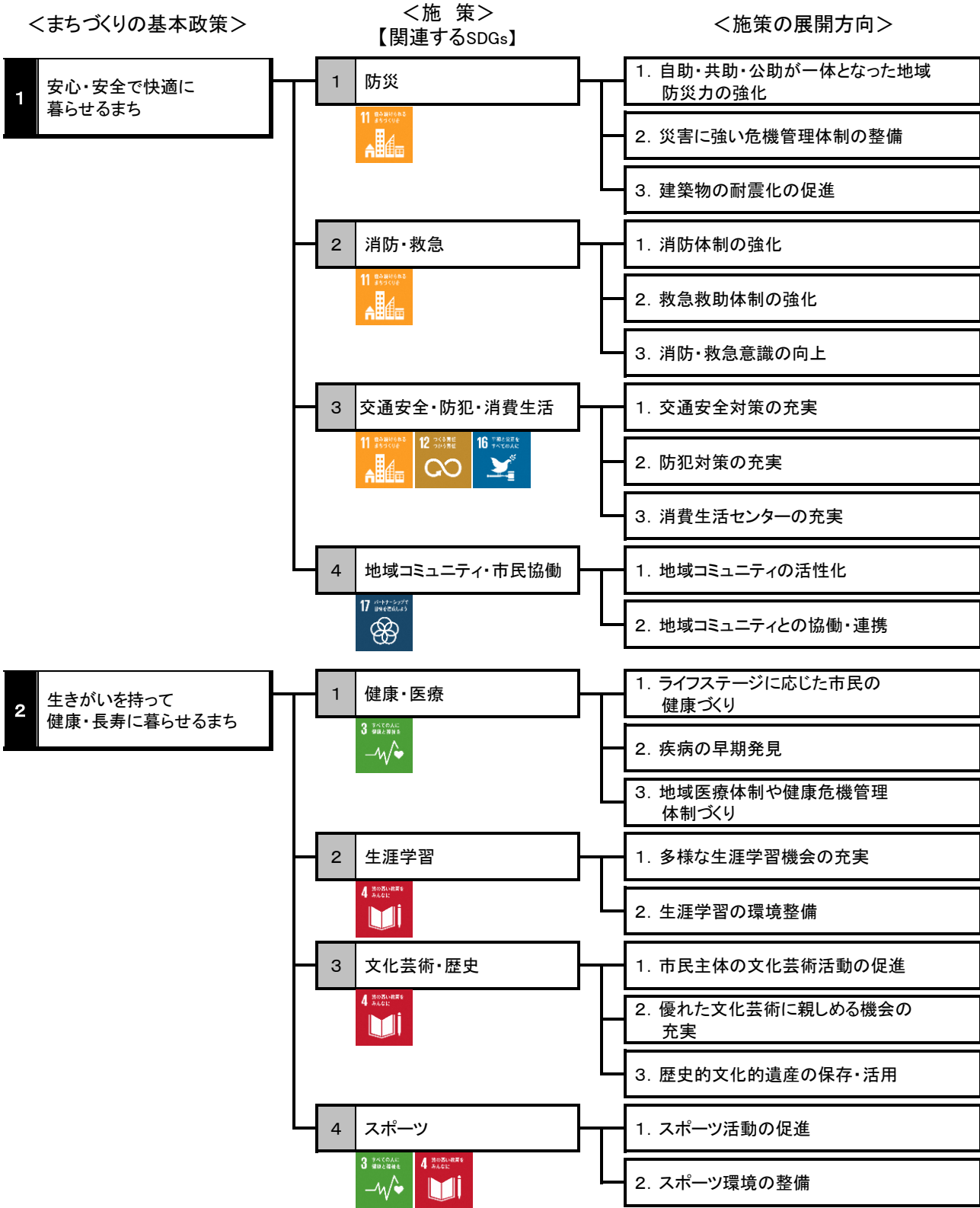
そこで、総合計画では、各施策分野が SDGs の主にどの目標に関連しているかを整理し、総合計画と SDGs の関連性を明確にしています。

図表Ⅲ－3－1 SDGsの17の目標



出典：持続可能な開発目標（SDGs）推進本部資料

第2章 施策体系

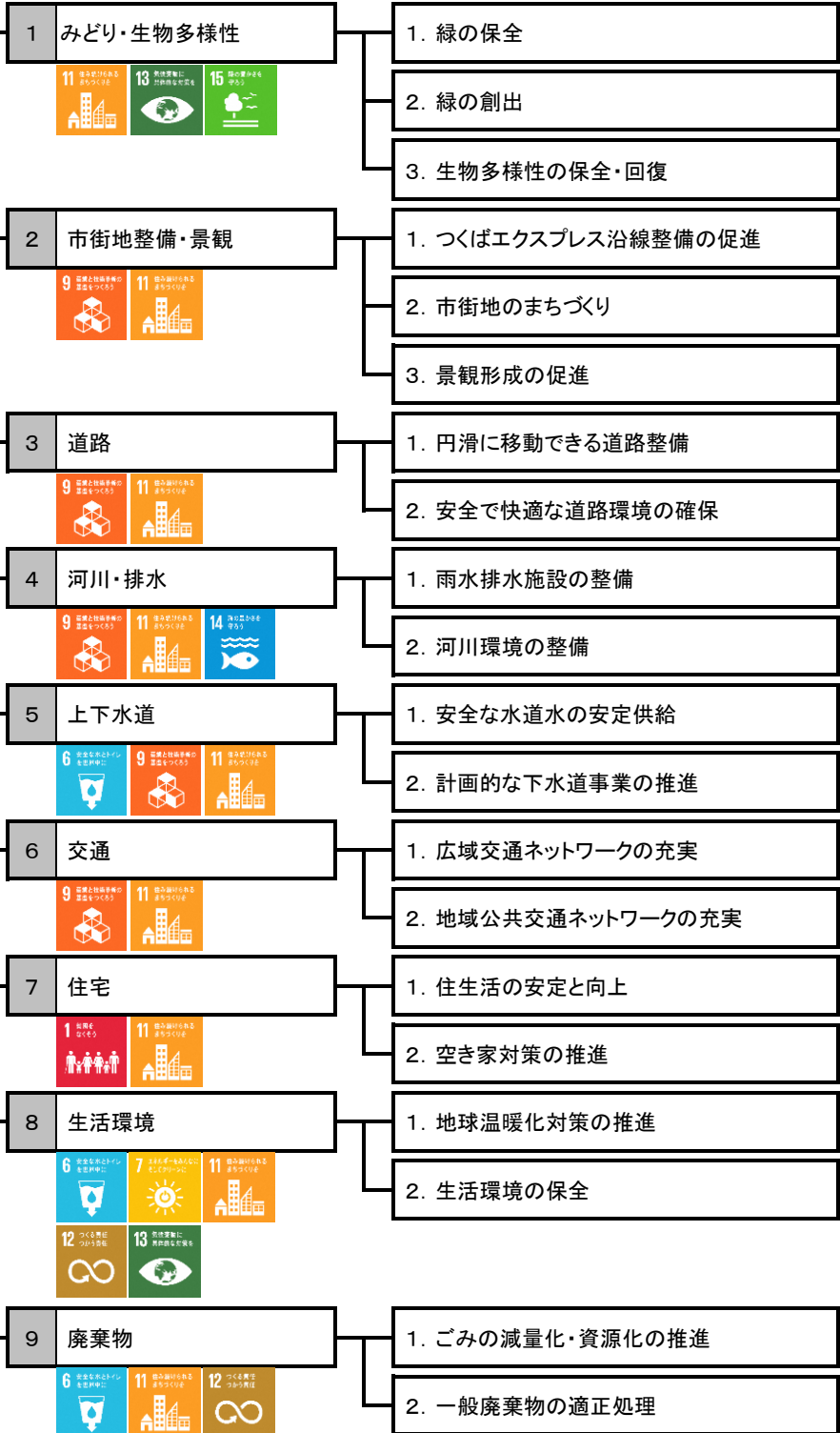


<まちづくりの基本政策>

3 良質な住環境のなかで暮らせるまち

< 施策 >
【関連するSDGs】

< 施策の展開方向 >

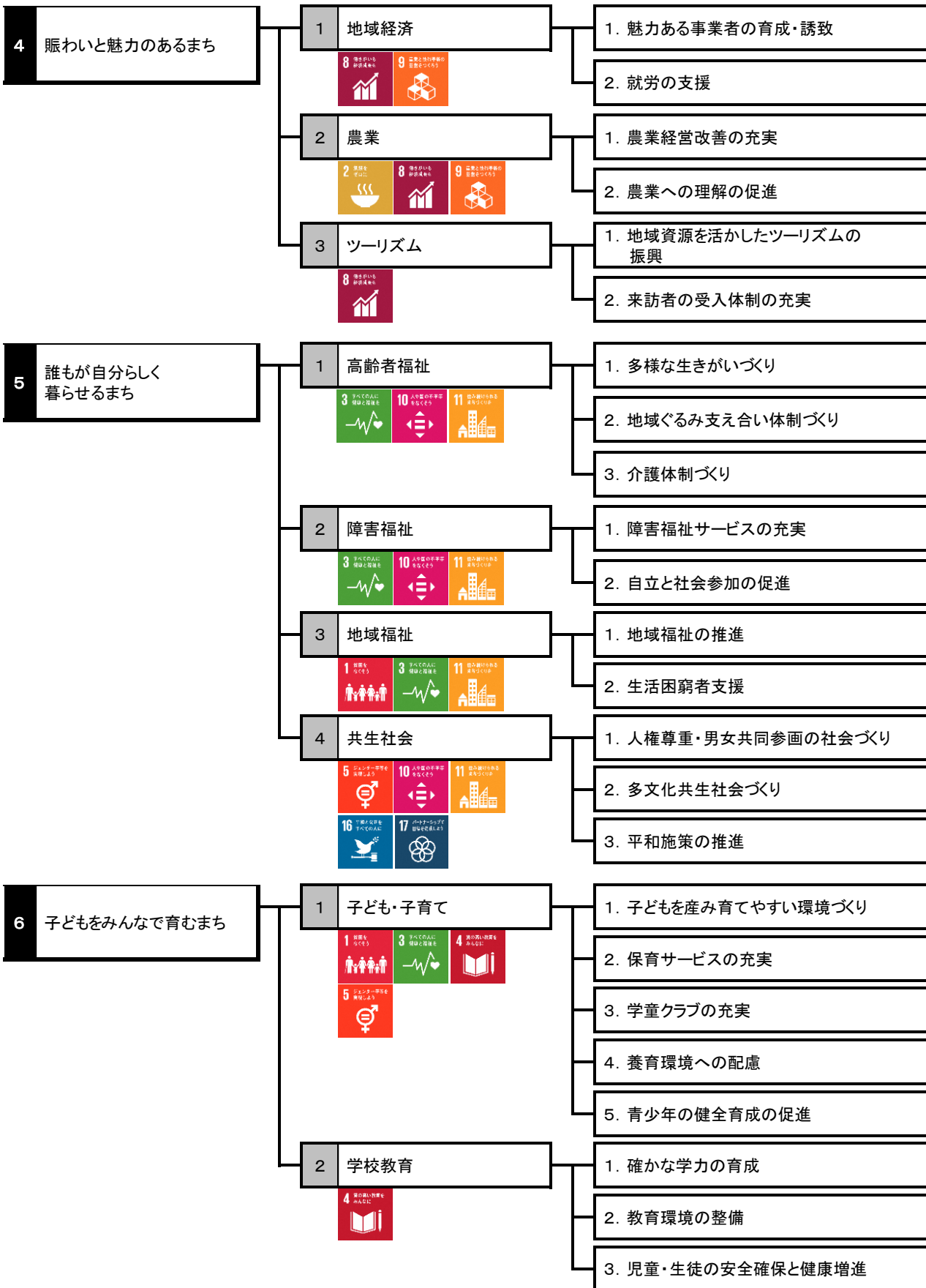


<Ⅲ 基本計画編>

<まちづくりの基本政策>

<施策>
【関連するSDGs】

<施策の展開方向>



第3章 施策分野別計画

<計画の構成と見方>

【1】施策の目的

- ◆当該施策の狙いが市民にも分かりやすく伝わるよう、施策の推進によって、基本計画期間(10年間)までに実現を目指す「まちの姿(市民の生活やまちの状態など)」を簡潔に示しています。

基本政策1 安心・安全で快適に暮らせるまち

施策1-1 防災

<施策の目的>

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑える

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地震などの災害に対する備えが十分だと思う市民の割合	%	水・食糧3日分を備蓄している市民の割合(まちづくり達成度アンケート)	52.5 (2018年度)	↑
自主防災組織の組織率	%	自主防災組織世帯数÷常住人口世帯数×100	61.7 (2018年度)	↑

<現状と主要課題>

- 近年、全国的にこれまでの想定を大きく上回る自然災害が発生しています。これら大規模な災害に対しては、国・県を含めた行政のみによる対応「公助」の限界が指摘されています。
- このような状況下、大規模な災害による被害を最小限に抑えるためには、平時から自分の身は自分で守る「自助」と自分たちの地域は自分たちで守る「共助」に根ざした地域防災力の強化を図ることが必要です。
- そのため、地域住民が自主的に協力して防災活動を行う自主防災組織の設立を促進するとともに、備蓄食糧や発電機などの防災活動に必要な資機材の整備はもとより、自主防災組織が実施する防災訓練や防災に関する研修なども含めた支援に取り組んでいます。
- しかしながら、平成30(2018)年度の自主防災組織は135団体、組織率は61.7%にとどまっています。そのため、防災意識の啓発に努めながら、自主防災組織の設立の促進、組織率の向上及び組織の活性化など自助・共助・公助が一体となった総合的な地域防災力の向上に取り組む必要があります。
- 地域防災計画によると、東京湾北部地震が発生した場合の建築物の被害として、市内で木造548棟、非木造172棟が全壊すると想定されており、これに備えて本市では、木造住宅出張耐震相談や耐震診断助成事業、木造住宅耐震改修助成事業などにより、住宅の耐震化を促進しています。
- 災害時において、被害状況の把握、救助救急及びその他の応急対策をより迅速かつ的確に実践などによる被害を未然に防止できる

【2】まちの状態指標

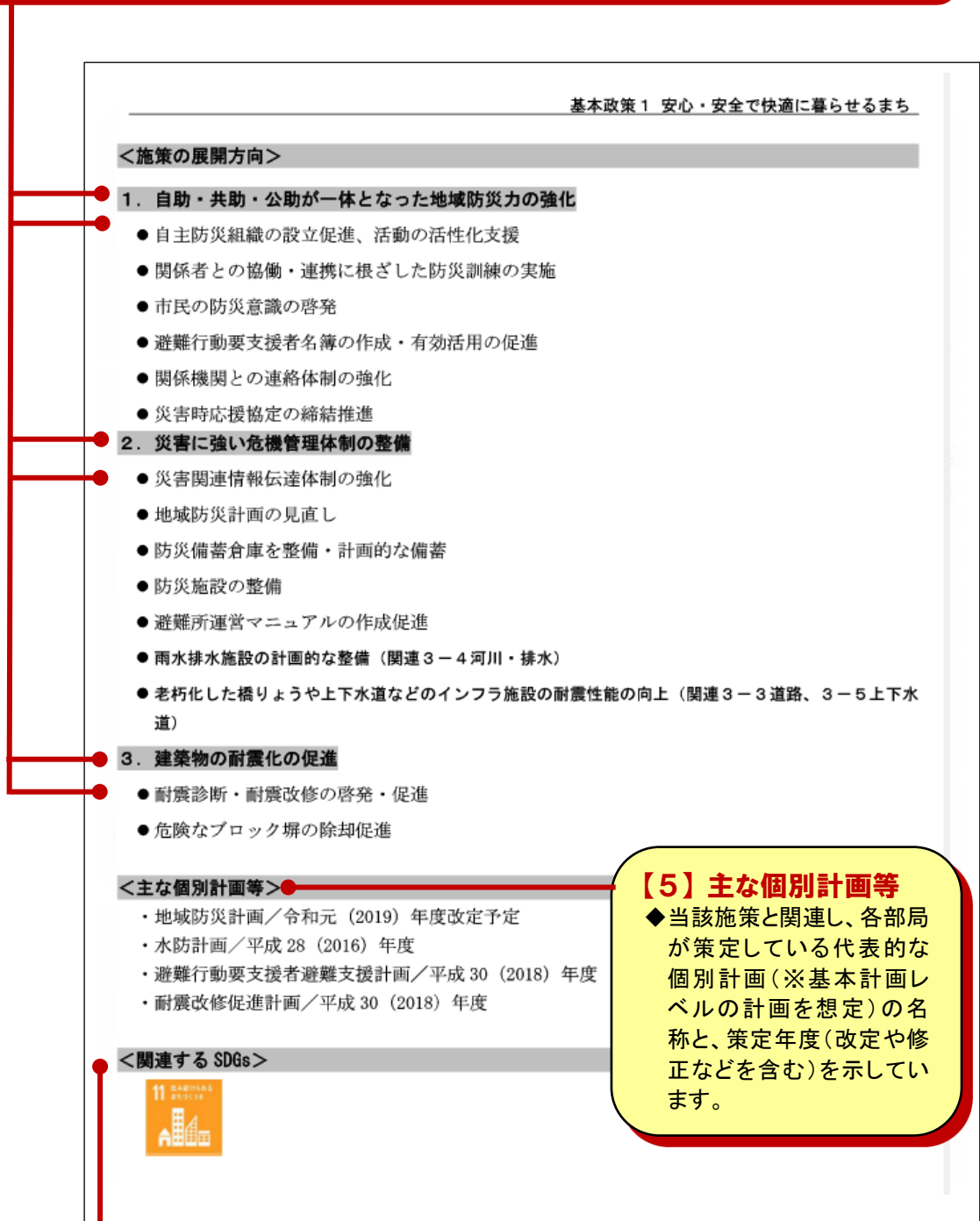
- ◆総合計画の策定後、「施策の目的」にどの程度近づいているのかを、客観的に確認するための「指標名」、「現状値」及び10年後に向けて「目指す方向」を示しています。
- ◆「目指す方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低減、「→」は維持を示しています。

【3】現状と主要課題

- ◆当該施策を推進する背景(根拠)として、施策に係る近年の全国的な社会経済情勢やまちづくりの動向、これまでの流山市の取組・成果などを踏まえた現状と主要課題を列挙しています。
- ◆原則として、本項で挙げている主要課題は、次項で記述している「施策の柱(施策の展開方向)」と対応するよう配慮しています。

【4】 施策の展開方向

◆当該施策の目的の達成に向け、基本計画期間における施策の展開方向と、その配下に位置づけられる主な取組の内容を示しています。また、当該施策に関連する他の施策の主なものについても、関連施策として整理しています。



【5】 主な個別計画等

◆当該施策と関連し、各部局が策定している代表的な個別計画（※基本計画レベルの計画を想定）の名称と、策定年度（改定や修正などを含む）を示しています。

【6】 関連する SDGs

◆当該施策と関連する SDGs の 17 の目標を示しています。

施策 1-1 防災

<施策の目的>

自助・共助・公助による防災体制の整備を進め、災害時の被害を最小限に抑える

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
地震などの災害に対する備えが十分だと思う市民の割合	%	水・食糧3日分を備蓄している市民の割合(まちづくり達成度アンケート)	52.5 (2018年度)	↑
自主防災組織の組織率	%	自主防災組織世帯数÷常住人口世帯数×100	61.7 (2018年度)	↑

<現状と主要課題>

- 近年、全国的にこれまでの想定を大きく上回る自然災害が発生しています。これら大規模な災害に対しては、国・県を含めた行政のみによる対応「公助」の限界が指摘されています。
- このような状況下、大規模な災害による被害を最小限に抑えるためには、平時から自分の身は自分で守る「自助」と自分たちの地域は自分たちで守る「共助」に根ざした地域防災力の強化を図ることが必要です。
- そのため、地域住民が自主的に協力して防災活動を行う自主防災組織の設立を促進するとともに、備蓄食糧や発電機などの防災活動に必要な資機材の整備はもとより、自主防災組織が実施する防災訓練や防災に関する研修なども含めた支援に取り組んでいます。
- しかしながら、平成 30 (2018) 年度の自主防災組織は 135 団体、組織率は 61.7%にとどまっています。そのため、防災意識の啓発に努めながら、自主防災組織の設立の促進、組織率の向上及び組織の活性化など自助・共助・公助が一体となった総合的な地域防災力の向上に取り組む必要があります。
- 地域防災計画によると、東京湾北部地震が発生した場合の建築物の被害として、市内で木造 548 棟、非木造 172 棟が全壊すると想定されており、これに備えて本市では、木造住宅出張耐震相談や耐震診断助成事業、木造住宅耐震改修助成事業などにより、住宅の耐震化を促進しています。
- 災害時において、被害状況の把握、救助救急及びその他の応急対策をより迅速かつ的確に実践できるよう、危機管理体制の強化を図るほか、建物の倒壊などによる被害を未然に防止できるよう、災害に強い都市基盤の整備を推進する必要があります。

<施策の展開方向>**1. 自助・共助・公助が一体となった地域防災力の強化**

- 自主防災組織の設立促進、活動の活性化支援
- 関係者との協働・連携に根ざした防災訓練の実施
- 市民の防災意識の啓発
- 避難行動要支援者名簿の作成・有効活用の促進
- 関係機関との連絡体制の強化
- 災害時応援協定の締結推進

2. 災害に強い危機管理体制の整備

- 災害関連情報伝達体制の強化
- 地域防災計画の見直し
- 防災備蓄倉庫を整備・計画的な備蓄
- 防災施設の整備
- 避難所運営マニュアルの作成促進
- 雨水排水施設の計画的な整備（関連 3－4 河川・排水）
- 老朽化した橋りょうや上下水道などのインフラ施設の耐震性能の向上（関連 3－3 道路、3－5 上下水道）

3. 建築物の耐震化の促進

- 耐震診断・耐震改修の啓発・促進
- 危険なブロック塀の除却促進

<主な個別計画等>

- ・ 地域防災計画／令和元（2019）年度改定予定
- ・ 水防計画／平成 28（2016）年度
- ・ 避難行動要支援者避難支援計画／平成 30（2018）年度
- ・ 耐震改修促進計画／平成 30（2018）年度

<関連する SDGs>

施策 1-2 消防・救急

<施策の目的>

火災や事故などの災害から、市民の生命と財産を守る

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
人口1万人当たりの出火件数	件	火災件数÷人口×10,000	1.4 (2018年)	↓
救急出動件数	件	消防本部資料	8,289 (2018年)	—

<現状と主要課題>

- 消防体制は、消防本部に中央、東、南、北の4署に、6つの方面隊・22の分団からなる消防団によって組織されています。このうち消防団は、平成31(2019)年4月1日現在、定員300人に対する実員が297人、定員充足率は99.0%であり、全国平均の91.8%を上回っています。
- 平成30(2018)年の建物火災件数は17件で、平成25(2013)年と比べて約1割(2件)減少しており、人口1万人当たりの出火件数は1.4と全国平均の3.0を大きく下回っています。
- 救急出動件数は、全国的な傾向¹²と同様に、本市も一貫して増加傾向で推移しており、平成30(2018)年は8,289件、平成25(2013)年の約1.3倍(1,875件増)に上っています。
- 近年、集中豪雨や地震による自然災害が頻発するとともに、消防活動も火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロなどの特殊な災害や事故など極めて多岐にわたっています。
- このような状況下、大規模化・多様化する災害や事故から、市民の貴重な生命、身体及び財産を守る責務を十分に果たすことができるよう、消防体制及び救急救助体制のより一層の強化を図ることが求められています。
- また、昭和49(1974)年に建設され45年を経過し、老朽化が進んでいる消防本部・中央消防署について、建て替えを進める必要があります。

¹² 消防庁の「平成30年版消防白書」によると、平成29(2017)年中の全国の救急出動件数は、634万2,147件(対前年比13万2,183件増、2.1%増)と、初めて500万件を超えた平成16(2004)年以降もほぼ一貫して増加傾向を続けている。

<施策の展開方向>

1. 消防体制の強化

- 消防本部・中央消防署の移転建替え
- 東消防署・北消防署の大規模改修
- 若手職員への消防技術・技能の継承
- 消防施設の適正な維持管理
- 消防車両の計画的な更新整備
- 消防水利の整備
- 消防団の装備品・資機材の計画的な更新
- 消防団員の定員充足率の維持

2. 救急救助体制の強化

- 救急隊の適正配置
- 救急救命士の養成
- 救急医療機関との協力体制の強化

3. 消防・救急意識の向上

- 防火対象物の防火安全対策指導
- 心肺蘇生法・応急処置などの講習会の開催
- 救急車の適正利用の周知・啓発

<主な個別計画等>

- ・ 地域防災計画／令和元（2019）年度改定予定
- ・ 消防施設の個別施設計画／平成 30（2018）年度

<関連する SDGs>



施策 1-3 交通安全・防犯・消費生活

<施策の目的>

交通事故や犯罪、消費者トラブルなどから市民生活を守る

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
人口1万人当たりの交通事故発生件数	件	交通事故統計ちば(千葉県警察本部)	27.3 (2018年度)	↓
人口1万人当たりの犯罪発生件数	件	犯罪統計(千葉県警察本部)	61.2 (2018年)	↓
消費生活相談件数	件	消費生活センターに寄せられた相談件数 (消費生活センター)	2,009 (2018年度)	—

<現状と主要課題>

- 平成 30 (2018) 年 5 月に実施した市民意識調査において、「将来の流山市について、どのようなまちになることを期待するのか」を質問したところ、「交通安全対策・防犯体制の整った安心安全なまち」が回答比率の第 1 位に挙げられており、交通安全対策や防犯対策のより一層の充実が求められています。
- 本市では交通事故発生件数は減少しているものの、高齢者が関係する事故の割合が平成 30 (2018) 年で全体の 35.5%を占めるなど増加傾向にあるほか、全体の交通事故発生件数に対し、歩行者や自転車利用者の事故が約 5 割を占めています。
- 近年、刑法犯認知件数¹³は、一貫して対前年比マイナスで推移しています。平成 30 (2018) 年の刑法犯認知件数は 1,164 件であり、平成 25 (2013) 年の 1,715 件と比べて約 3 割 (551 件) 減少しています。
- その結果、人口 1 万人当たり刑法犯認知件数は、61.2 件と千葉県全体の 74.5 件を大きく下回り、「防犯について自宅周辺は安全だと思う市民の割合」は、平成 25 (2013) 年度が 55.4%、平成 30 (2018) 年度が 58.7%と微増している状況です。
- 犯罪抑止効果が高いといわれる自主防犯パトロール隊や市民安全パトロール隊等の地域目による防犯活動は、隊員の高齢化による担い手不足が課題となっています。
- スマートフォンの急速な普及により、インターネットを介した商品等の購入が日常的になったことや、決済手段のキャッシュレス化により相談が多様化しています。
- 平成 30 (2018) 年度では 60 歳以上の消費者からの相談件数が全体の半数以上を占め、その割合はここ数年増加しています。
- 令和 4 (2022) 年 4 月に成人年齢が 18 歳に引下げられることにより、若年層の消費者被害の拡大が懸念されます。

¹³ 警察において発生を認知した事件の数。

<施策の展開方向>

1. 交通安全対策の充実

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 参加体験型の交通安全教室の実施
- 安全で快適な自転車走行空間の確保
- 交通安全施設の新設・補修、道路標示の高輝度化などの安全対策の推進
- 安心・安全な歩行空間の整備（関連 3 - 3 道路）

2. 防犯対策の充実

- 自主防犯パトロール隊・市民安全パトロール隊への支援
- 安心メールの登録促進
- 防犯灯・防犯カメラの設置・適正な維持管理
- 関係団体等との連携の強化

3. 消費生活センターの充実

- 相談員のスキルアップ
- 相談体制の充実
- 消費生活センターの周知・活用促進
- 高齢者への啓発・若年層への消費者教育の推進

<主な個別計画等>

- ・ 第 10 次交通安全計画／平成 28（2016）年度

<関連する SDGs>



施策 1-4 地域コミュニティ・市民協働

<施策の目的>

地域コミュニティの活性化を図り、協働・連携を通して地域課題に取り組む

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
自治会への加入率	%	自治会加入世帯数÷常住人口世帯数×100(コミュニティ課)	66.2 (2018年)	↑
市民活動団体の数	団体	市民活動推進センター登録団体数+NPO法人数-重複団体数(コミュニティ課)	204 (2018年)	↑

<現状と主要課題>

- 近年、新たに転入してきた方と元々市内に住んできた方との間に温度差を感じることもある等の意見が寄せられるなど、価値観の多様化が顕在化しているなか、子どもや高齢者の見守り、災害などの不測の事態にも対応する身近な拠り所として、地域の人と人のつながりを基盤とする地域コミュニティの重要性が再認識されています。
- 人口増加が続いている本市では、マンション等の建設に際し、地域コミュニティの核である自治会の設立を奨励しています。
- しかしながら、全国的に自治会への加入率は低下傾向にあり、本市においても平成 30 (2018) 年度では 66.2%にとどまっています。また、役員の高齢化や担い手不足といった自治会活動そのものの継続性についての課題も表面化しています。
- 市内で活動中の NPO 法人数は、平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在 57 団体となっており、法人化されていない任意団体を加えた市民活動団体の総数は、平成 30 (2018) 年現在 204 団体あります。
- 協働のまちづくりに結びつく市民活動の推進拠点として、市民活動推進センターを設置しています。
- 本市では地域課題の解決に向け、市民活動団体が自発的に取り組む公益事業に対して助成を行っています。
- 今後、ますます個人や地域社会が抱える課題が多様化・複雑化するなか、より良い地域社会の実現に向け、行政施策と併せて地域コミュニティにとって重要となる公益的な事業に取り組む市民活動団体との協働や支援が必要です。

<施策の展開方向>

1. 地域コミュニティの活性化

- 自治会への加入促進・啓発
- 自治会設立の促進
- 地域コミュニティの担い手育成
- 自治会の円滑な運営支援
- 自治会館等の維持管理支援

2. 地域コミュニティとの協働・連携

- 市民活動団体との協働・連携の促進
- 市民活動推進センターの機能強化
- 公益事業補助金制度の活用促進
- 市民活動団体の運営・活動支援

<主な個別計画等>

- ・コミュニティ施設の個別施設計画／平成 30（2018）年度

<関連する SDGs>



施策 2-1 健康・医療

<施策の目的>

生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせる市民の健康をつくる

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
健康寿命(平均自立期間 ¹⁴)	年	日常生活動作が自立している期間の平均(千葉県健康福祉部資料)	65歳男性:18.55 65歳女性:20.46 (2015年)	↑
生活習慣病 ¹⁵ による死亡者数の割合	%	死亡者数全体のうち、悪性新生物(がん)、心疾患(高血圧性を除く)、脳血管疾患、高血圧性疾患、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、糖尿病による死亡者数の占める割合(千葉県衛生統計年報)	56.3 (2017年)	↓
一般診療所の数	-	千葉県衛生統計年報	95 (2017年)	↑

<現状と主要課題>

- 我が国では、平均寿命の延伸に伴い、医療費や介護給付費が増大しています。ライフステージに合わせた心身機能の維持向上を図り、健康寿命の延伸を目指していく必要があります。
- 平成 27 (2015) 年の本市の平均寿命は、男性が 82.3 歳、女性が 87.7 歳で男女とも千葉県内で最も長寿となっています。健康寿命の指標の一つとして 65 歳の平均自立期間では、男性が 18.55 年、女性が 20.46 年であり、65 歳男性は千葉県全体平均よりも長くなっています。今後、市民がより健康的な生活習慣を身に付けられる、地域社会のつながりも含めた環境づくりと、自身の健康を見つめ、維持向上を目指す意識を啓発していく必要があります。
- 平成 29 (2017) 年の死亡者数を主要死因別にみると、悪性新生物(がん)が 459 人(構成比 32.3%)で最も多く、次いで心疾患(高血圧性を除く)の 192 人(13.5%)となっているほか、脳血管疾患の 90 人(6.3%)、高血圧性疾患の 27 人(1.9%)、慢性閉塞性肺疾患(COPD)の 17 人(1.2%)、糖尿病の 15 人(1.1%)を含めた生活習慣病に分類される疾病の合計が 800 人で死亡者数全体(1,421 人)の約 6 割を占めています。
- 悪性新生物を含めた生活習慣病は、日頃の食生活や運動、睡眠、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が大きく関与しています。
- このような状況を踏まえ、生活習慣を改善し、生活習慣病などの発症自体を防ぐことに力点を置いた「一次予防」の充実を図るための情報提供等の環境づくりの重要性が高まっています。

¹⁴ 平均余命を日常生活に介護を要しない期間(平均自立期間)と介護を要する(要介護 2~5)期間(平均要介護期間)に分け、「日常生活動作が自立している期間の平均」として示す健康寿命の指標の一つ。

¹⁵ 高血圧・脳血管疾患等の循環器系の疾患や悪性新生物・糖尿病など、生活習慣の改善によりある程度予防することができる疾患の総称。

○また、市の将来人口推計によると、年少人口や老年人口の増加が見込まれ、小児医療体制や在宅医療体制などの強化が必要です。

○近年、全国的に大規模な災害や感染症、食中毒など、市民の生命や健康を脅かす事態が発生しています。こうした事態の発生予防や拡大防止などを迅速かつ的確に実施するため、健康危機管理体制の充実を図る必要があります。

＜施策の展開方向＞

1. ライフステージに応じた市民の健康づくり

- 健康づくりに取り組むための相談・講座・啓発の推進
- 母子への各種保健サービスの充実
- 喫煙・受動喫煙による健康被害を防ぐための取組の推進
- こころの健康を保つための取組の推進

2. 疾病の早期発見

- 各種健（検）診の充実
- 特定健康診査¹⁶・特定保健指導¹⁷などの受診率の向上
- 予防接種率の向上

3. 地域医療体制や健康危機管理体制づくり

- 関係機関との連携・協働
- 初期医療・救急医療・小児医療・在宅医療などの医療体制の確保
- 健康危機管理体制の構築
- 保健センターの大規模改修

＜主な個別計画等＞

- ・ 健康づくり支援計画／令和元（2019）年度改定予定
- ・ 国民健康保険データヘルス計画／平成 30（2018）年度
- ・ 庁舎施設及び保健センターの個別施設計画／平成 30（2018）年度

＜関連する SDGs＞



¹⁶ 40 歳以上 75 歳未満の者に対し、メタボリックシンドロームの早期発見を目的として、医療保険者が行う健康診査。

¹⁷ 特定健康診査によりメタボリックシンドローム、あるいはその予備群であることが判明した者に対し、医師・保健師・管理栄養士等が実践的なアドバイスを行う保健指導のこと。

施策 2-2 生涯学習

<施策の目的>

市民一人ひとりが生涯学習活動を通して人生を豊かにできる

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
日頃から何らかの生涯学習活動を行っている市民の割合	%	「日ごろから何らかの学習活動(生涯学習)を行っていますか」に「はい」と回答した割合(まちづくり達成度アンケート)	46.1 (2018年度)	↑
学びたい時に学べる環境(生涯学習のプログラムや施設)が整っていると思う市民の割合	%	「学びたいときに学べる環境が整っていると思うか」に「整っている」「どちらかといえば整っている」と回答した割合(まちづくり達成度アンケート)	31.8 (2018年度)	↑

<現状と主要課題>

- 「いつでも、どこでも、誰もがができる生涯学習の推進」「次代を担う青少年を育てる地域環境づくり」「ながれやま市民文化の継承と醸成」「スポーツ活動の基盤づくり」の4つの柱のもと、学習活動を通じて個人の人生を豊かにするとともに、その学習成果を活かした「豊かな心と個性を育てる学習と文化のまちづくり」に取り組んでいます。
- 市民にとって身近な生涯学習の拠点施設である生涯学習センター及び公民館(南流山センター、おおたかの森センターを含む)の利用回数・利用者数は、いずれも増加傾向にあり、平成26(2014)～平成30(2018)年度にかけて利用回数(43,197回→49,427回)・利用者数(771,115人→790,645人)それぞれ約1.14倍及び約1.02倍に増加しています。
- 人生100年時代の到来が予測されるなか、健康で生きがいをもって生活を送るためには、様々な世代が生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めていけるよう、多様な生涯学習機会の提供に努める必要があります。
- インターネットやメディアの発達、習い事や余暇などの過ごし方の変化により、子どもの「読書離れ・活字離れ」が指摘されています。
- 平成30(2018)年度の図書館の図書貸出冊数は114万6,669冊で、市民1人当たり6.0冊となっています。利用者数で見ると、森の図書館7万3,953人、次いで南流山分館6万4,384人となっていますが、利用者数が増加している南流山分館は施設が狭あいしており、施設の拡充が求められます。
- 市民の誰もが、より安全で快適に生涯学習に取り組むことができるよう、施設の整備・充実を図る必要があります。

<施策の展開方向>

1. 多様な生涯学習機会の充実

- ライフステージや生活課題に応じた魅力ある講座の充実
- 学校・NPO 法人等との連携・ネットワークづくり
- 生涯学習情報の充実
- 地域の人材・団体の情報発信
- 子どもが読書に親しめる機会の充実

2. 生涯学習の環境整備

- 図書館サービスの充実
- 南流山地域図書館の整備
- 生涯学習施設の計画的な修繕・改修、設備機器の設置・更新
- 生涯学習施設の大規模改修、長寿命化

<主な個別計画等>

- ・教育振興基本計画／令和元（2019）年度改定予定
- ・子どもの読書活動推進計画／平成 28（2016）年度
- ・文化施設の個別施設計画／平成 30（2018）年度

<関連する SDGs>



施策2-3 文化芸術・歴史

<施策の目的>

文化芸術や歴史に親しむ機会を創出するとともに、歴史的文化的遺産を次世代へ伝える

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
過去1年間に文化芸術活動を行ったことがある市民の割合	%	「日ごろから学習活動を行っている市民の対象分野」における「教養(語学・歴史・文学等)」「文化芸術(音楽・絵画等)」の割合(まちづくり達成度アンケート)	53.5 (2018年度)	↑
市内の指定文化財等の数	件	国登録、県・市指定文化財の数(図書・博物館)	50 (2018年)	↑

<現状と主要課題>

- 文化芸術の振興を推進するため、平成27(2015)年4月に、「流山市文化芸術振興条例」を施行し、平成29年(2017)年10月に文化芸術に関する施策の基本理念を定めた「流山市文化芸術基本条例」に改正しています。
- 平成31(2019)年4月には、質の高い文化芸術を提供する多目的ホールとして、おおたかの森ホールが完成し、更なる市民の文化芸術活動の醸成が期待されます。
- 市民の自発的な文化芸術活動の促進に努める必要があります。
- 市内には、国登録有形文化財をはじめ、県・市指定文化財を合わせて50件の文化財があります。今後、更なる文化財の保護を図るため、文化財指定や適切な保全を進めていく必要があります。
- 市民が、まちに対して強い愛着と誇りを持つことができるよう、市内の有形・無形文化財など歴史的文化的遺産を保存するとともに、それらの有効活用を図る必要があります。

＜施策の展開方向＞

1. 市民主体の文化芸術活動の促進

- 文化芸術団体の育成や活動のサポート
- 活動団体の PR や発表機会の充実

2. 優れた文化芸術に親しめる機会の充実

- おおたかの森ホールなどから優れた文化芸術に触れる機会を創出
- おおたかの森ホール、博物館、一茶双樹記念館などの適切な維持管理・運営

3. 歴史的文化的遺産の保存・活用

- 秋元家住宅土蔵・割烹新川屋本館などの文化財の指定・適切な保存・活用
- 郷土の歴史・伝統文化への理解促進
- 歴史的文化的遺産の魅力の周知
- 市の歴史や文化等の企画展の開催
- 博物館活動の充実
- 親しみやすい市史等の刊行
- 有形・無形の指定文化財の有効活用（関連 2－2 生涯学習、4－3 ツーリズム）

＜主な個別計画＞

- ・教育振興基本計画／令和元（2019）年度改定予定
- ・文化施設の個別施設計画／平成 30（2018）年度

＜関連する SDGs＞



施策 2-4 スポーツ

<施策の目的>

スポーツを通じた市民の健康と体力の維持・増進を図る

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
スポーツで健康体力の維持・増進を行っている市民の割合	%	「健康維持のために日ごろから行っていること」における「汗をかく程度の運動を週1、2回程度習慣的に行っている」の割合(まちづくり達成度アンケート)	35.4 (2018年度)	↑
スポーツ施設の利用者数	人	利用者数(スポーツ振興課)	1,610,133 (2018年度)	↑

<現状と主要課題>

- スポーツ施設の利用者数は、プロスポーツの試合もできる建替え後の市民総合体育館や流山スポーツフィールドのオープンにより増加傾向にあります。特に市民総合体育館は、平成 26(2014)年度と平成 30(2018)年度を比較すると、13万 2,196 人から 59万 1,545 人と約 4.5 倍(45万 9,349 人増)の増加となっています。
- 平成 28(2016)年 6 月に、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会におけるオランダのホストタウン¹⁸として登録され、同年 7 月には県とオランダオリンピック委員会との間で、複数の競技の事前キャンプを行うことで基本合意しています。
- 流山ロードレース大会をはじめ、各種スポーツイベントや講習会を開催するとともに、市民の健康・体力づくりの助言・指導と、競技レベル向上のための専門的知識や経験を持つスポーツ指導の人材の養成・確保などが求められています。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や本市で行われる事前キャンプの実施などの遺産が、スポーツ振興につながる取り組みを実施する必要があります。
- 子どもから高齢者、障害者など多くの市民が主体的にスポーツに取り組み、健康づくりや体力の維持・増進、さらには仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに応じて、スポーツを生活の一部と感じられるよう、引き続き、スポーツ環境の整備に取り組む必要があります。

¹⁸ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方自治体を登録する内閣府の制度のこと。

<施策の展開方向>

1. スポーツ活動の促進

- 各種スポーツイベントの開催
- 気軽にスポーツに親しめる機会の充実
- コミュニティスポーツリーダー¹⁹による講習会などの開催
- 各種スポーツ団体・スポーツ指導者の育成
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプの誘致
- トップアスリートとの交流

2. スポーツ環境の整備

- 「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ（スポーツボランティアの育成等）」などスポーツ基盤の整備
- 総合運動公園野球場観覧席の建設
- スポーツ施設の大規模改修
- スポーツ施設の計画的な設備機器の更新・適正な維持管理

<主な個別計画等>

- ・ 教育振興基本計画／令和元（2019）年度改定予定
- ・ 体育施設の個別施設計画／平成 30（2018）年度

<関連する SDGs>



¹⁹ 地域においてスポーツを推進し、スポーツを通し地域コミュニティの形成及び健康な市民づくりに資することを目的に、公募による応募者の中から選定。

施策3-1 みどり・生物多様性

<施策の目的>

市民に潤いと安らぎを与える緑の保全・創出に取り組む

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
人口1人当たりの都市公園面積	m ²	都市計画現況調査(国土交通省)	5.17 (2019年4月1日現在)	↑
市内は緑が豊かで潤いがあり、緑とのふれあいに満足していると思う市民の割合	%	「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した割合(まちづくり達成度アンケート)	78.8 (2018年度)	↑

<現状と主要課題>

- 本市は、都心から25km圏内にありながら、江戸川や利根運河などの水辺空間、市野谷の森や斜面樹林などが残り、豊かな緑に恵まれています。これらの緑は、ゆとりと潤いのある住環境をつくる貴重な財産として多くの市民に親しまれています。
- また、自然やスポーツに親しめる総合運動公園をはじめ、駅前の賑わいを創出するおたかの森駅南口公園や身近な街区公園などが整備され、広く市民に利用されているほか、つくばエクスプレス沿線整備区域内では新たな公園整備が進められています。
- しかし、土地区画整理事業が進んだことや、土地所有者の相続などにより、特に民有地の緑の量が減少しています。また、都市公園においては、平成31(2019)年4月1日現在、356か所99.03haで、急激な人口増加もあり、1人当たりの都市公園面積は5.17m²にとどまっています。この数字は、全国の10.5m²、千葉県6.4m²のいずれも下回っています。
- このような中、地権者の協力を得て開放している市民の森や県立市野谷の森公園整備などにより、樹林地の保全を行っています。また、土地区画整理事業では、法定基準3%を上回る約7.4%の公園や緑地を確保し、このほか、グリーンチェーン戦略やまちなか森づくりプロジェクトなどにより、緑を増やす取り組みを行っています。
- 引き続き、公園の適正な維持・管理や緑地保全などにより、良質な緑の拠点を保全するとともに、新たな公園の整備などを計画的に進め、公園等における新たな賑わい空間や、まちなかの緑を創出し、公園や緑地が持つ多面的な機能を市民ニーズに応じて発揮させることが求められます。
- 平成22(2010)年3月には、全国の市町村に先駆けて「生物多様性ながれやま戦略」を策定し、生物多様性の保全と回復を優先的に取り組む重点地区として、「市野谷の森地区」と「利根運河地区」を選定しています。また平成30(2018)年3月に第二期戦略を策定し、重点地区・拠点を5地区・13拠点に拡大しています。
- 引き続き、地域の特性に応じた生物多様性の保全と回復に取り組む必要があります。

＜施策の展開方向＞

1. 緑の保全

- 公園・緑地・市民の森・街路樹などの適切な管理・質の向上
- 公園施設の計画的な維持管理
- 遊具の種類や設置数の見直し
- 市内に残る良質な緑や拠点となる緑の保全

2. 緑の創出

- 新たな公園・緑地の適切な設置
- 計画的な公園の改修・再整備
- 街並みを創り・魅力を高める緑の充実
- 民間活力の導入・多面的な活用の検討・賑わいの創出
- 緑を親しむきっかけづくり
- 緑を大切に守り・育てることへの意識高揚
- 講習会や緑化支援制度、ボランティア制度等の充実
- 市民協働による緑の維持管理方法の検討

3. 生物多様性の保全・回復

- 水と緑による生き物の生息・生育域の確保
- 生態系ネットワークの構築
- 緑や谷津などの保全・再生

＜主な個別計画等＞

- ・都市計画マスタープラン／令和元（2019）年度改定予定
- ・緑の基本計画／令和元（2019）年度改定予定
- ・生物多様性ながれやま戦略（第二期）／平成29（2017）年度

＜関連するSDGs＞



施策3-2 市街地整備・景観

<施策の目的>

地域の特性を活かした魅力ある街並みを創出する

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
これからも流山市に住み続けたいと思う市民の割合	%	「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と回答した市民の割合(まちづくり達成度アンケート)	83.0 (2018年度)	↑
利用している駅及び駅周辺の整備や利便性に満足している市民の割合	%	「満足している」「やや満足している」と回答した市民の割合(まちづくり達成度アンケート)	42.5 (2018年度)	↑
自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合	%	「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合(まちづくり達成度アンケート)	58.6 (2018年度)	↑

<現状と主要課題>

- 市街地は、昭和30(1955)年代に計画的に整備された江戸川台や松ヶ丘の住宅地、つくばエクスプレス沿線地域で進む土地区画整理事業や民間の開発事業など、住宅開発の成り立ちによって異なる地域特性を有しています。
- 平成31(2019)年4月現在、土地区画整理事業は施行済みが16地区(施行面積約360ha)、施行中が5地区(約630ha)あり、両者を合わせた施行面積は約990haと市街化区域全体(2,151ha)の約半分を占めています。
- 今後の人口動態を的確に見据えながら、鉄道駅を中心とした地域において、日常生活に必要な医療や人の流れを呼び込む施設など、生活利便施設の充足に努める必要があります。
- 既成市街地においては、住宅の住み替えが進まず、空き家が発生するとともに、地域とともに発展してきた商店街においても空き店舗が発生しています。
- 良質な住宅地としての魅力が高まるよう、市民や事業者との連携・協働のもと、地域の特性を活用した街並みを創出する必要があります。

<施策の展開方向>

1. つくばエクスプレス沿線整備の促進

- 運動公園周辺地区土地区画整理事業の早期完成
- 商業・業務施設などの立地促進
- 流山おおたかの森駅南口都市広場の再整備

2. 市街地のまちづくり

- 既成市街地の駅周辺への生活利便施設の誘導
- 歴史や文化などの地域資源の有効活用
- 市街化調整区域の市街化区域への編入検討

3. 景観形成の促進

- 良質な広告物等の表示・設置の誘導
- 市民・事業者・行政の連携・協働によるまちづくり
- 緑豊かな景観の創出（関連3-1みどり・生物多様性）

<主な個別計画等>

- ・都市計画マスタープラン／令和元（2019）年度改定予定
- ・立地適正化計画／平成28（2016）年度
- ・景観計画／平成30（2018）年度

<関連するSDGs>



施策3-3 道路

<施策の目的>

安全で円滑に移動できる道路網と道路環境を整備する

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
快適に移動できる道路網が整備されていると思う市民の割合	%	「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合(まちづくり達成度アンケート)	62.4 (2017年度)	↑
都市計画道路の整備率	%		70 (2018年度)	↑

<現状と主要課題>

- 都市計画道路は、機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づき計画決定した路線です。都市計画道路のなかには、当初計画の決定時から整備の必要性に変化が生じている路線があります。
- 都市計画道路は、平成31(2019)年3月31日現在、78.07kmが都市計画決定されており、概成²⁰と整備済みを合わせた延長は55km、整備率は70%に上っています。
- 未整備区間のある都市計画道路については、計画の妥当性やまちづくりの方向性との整合を定期的に検証し、限りある財源のなかで優先的に整備する路線を定める必要があります。
- 人口増加等に伴う交通量の増加により、一部幹線道路の交差点部においては、交通が集中する時間帯があります。
- 「橋梁長寿命化修繕計画²¹」では、平成29(2017)年現在、市内には100橋の桁橋が設置されています。そのうち、完成から50年を経過する橋梁は34橋で、10年後には79橋まで急増する見込みとなっています。
- 道路交通の安全性の確保を大前提に置きながら、短いサイクルで小規模な補修工事を行う予防保全型管理により、維持管理コストを抑えた、橋梁の長寿命化を推進する必要があります。
- 歩行者や自転車利用者が、より安全に安心して快適に移動できるよう、通行の機能面だけでなく、バリアフリー化などの安全性への配慮や人にやさしい道路環境の形成を図る必要があります。

²⁰ 計画幅員までは完成していないが、自動車交通の処理が可能、または、暫定的な整備がされるなど、概ねの機能を満足している状態をいう。

²¹ より計画的・効率的に橋梁の維持管理を行い、その維持・修繕・架替えに係る費用を縮減し、合理的な維持管理を目指して策定されたもの。

<施策の展開方向>

1. 円滑に移動できる道路整備

- 都市計画道路の整備
- 未着手道路の検討
- 三郷・流山橋の建設促進
- 生活道路の整備
- 交通集中する交差点対策
- 自転車走行空間の確保

2. 安全で快適な道路環境の確保

- 計画的な道路の維持管理
- 橋梁の管理方法見直しによる長寿命化とコスト縮減
- 歩行者が安全に安心して快適に移動できる道路環境の形成

<主な個別計画等>

- ・ 都市計画マスタープラン／令和元（2019）年度改定予定
- ・ 舗装維持管理計画／（幹線・補助幹線）平成27（2015）年度、
（区画道路）令和元（2019）年度策定予定
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画／平成29（2017）年度
- ・ 第10次交通安全計画／平成28（2016）年度

<関連するSDGs>



施策3-4 河川・排水

<施策の目的>

大雨時の洪水氾濫・内水氾濫による被害を最小限に抑える

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
雨水幹線の整備延長	Km	雨水幹線の整備延長(下水道建設課)	15.3 (2018年度)	↑
水害による住家被害の棟数	棟	過去3年間に発生した水害によって床上浸水した住家の棟数	0 (2016~2018年度)	0

<現状と主要課題>

- 雨水は、雨水管や水路を經由して河川に排水されていますが、大雨時には浸水などの被害が発生する箇所が見受けられます。
- 想定最大規模降雨を想定した洪水ハザードマップ、大雨が雨水排水施設の排除能力を超え、道路や敷地などが浸水する内水氾濫を想定した浸水(内水)ハザードマップを作成し、市民に配布しています。
- 今後、市街化の進展を背景に、地表の雨水浸透機能の低下が懸念されるなか、都市型水害²²の未然防止と被害軽減に向けた取組を強化する必要があります。
- また、雨水管の管路施設の老朽化が急速に進むことを踏まえ、予防保全型維持管理や計画的老朽化対策が行われるよう、ストックマネジメント²³の取組が必要です。
- 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川は、ゆとりと潤いのある市民生活を確保するために欠かせない重要な地域資源の1つとして、市民憩いの場として親しめる水辺空間になることが求められます。

²² 都市への人口、産業、資産の集中や流域における開発による流域の保水・遊水機能の低下に起因する、中・下流域の都市部での水害。

²³ 長期的な視点で施設の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するもの。

<施策の展開方向>

1. 雨水排水施設の整備

- 計画的な雨水幹線や雨水排水施設の整備
- 調整池及び水路の機能の維持・向上
- 水路等の施設台帳の整備
- 水路等の定期的な点検・調査、計画的な補修
- 洪水ハザードマップ、浸水（内水）ハザードマップの見直し・周知

2. 河川環境の整備

- 関係機関との広域連携
- 継続的な水質改善対策の推進
- 水路などの適切な清掃・浚渫
- 親しめる水辺空間の創出

<主な個別計画等>

- ・都市計画マスタープラン／令和元（2019）年度改定予定
- ・水防計画／平成28（2016）年度

<関連するSDGs>



施策3-5 上下水道

<施策の目的>

安全な水道水を安定的に供給するとともに、衛生的な下水道サービスを提供する

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
安全で良質な水道水が安定的に供給されていると思う市民の割合	%	「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合(まちづくり達成度アンケート)	90.7 (2018年度)	↑
公共下水道普及率	%	処理区域内人口÷行政区域内人口×100 (下水道建設課)	89.3 (2018年度)	↑

<現状と主要課題>

- 平成30年(2018)年度の水道水の総給水量は1,822万 m^3 、給水人口は18万9,943人であり、平成26(2014)年度と比べて総給水量は7.9%(134万 m^3)、給水人口は11.6%(1万9,675人)といずれも増加しています。
- 平成30(2018)年度末の下水道の普及状況は、処理区域面積1,793ha、処理区域人口17万873人、普及率は89.3%であり、普及率は平成26(2014)年度の82.3%と比べて7.0ポイント増加しています。
- 水道事業と下水道事業は、ともに地方公営企業であり、水道事業は、平成26(2014)年度以降、収益的収支²⁴は、いずれの年度も収入が支出を大きく上回っています。平成30(2018)年度の収益は、給水人口の増加に伴い給水収益や給水申込納付金が増加したことにより、10億2,094万円に上っています。一方、下水道事業は、一般会計からの繰入金、水道事業会計からの貸付金や出資金により資金収支の均衡を図っています。
- 水道事業は、基幹管路の耐震化を優先的に推進するとともに、老朽化した配水支管は応急給水拠点など重要度の高い路線から耐震管に更新することにより、災害対応能力を着実に高めていく必要があります。
- 下水道事業は、昭和61(1986)年に供用を開始し、平成28年度に汚水適正処理構想を見直したことにより、令和6年度末に新規の整備が完了する予定です。今後ストックマネジメント計画により、老朽化の進行状況を考慮し、施設の点検・調査、修繕・改築を実施する必要があります。
- 将来にわたって、安定的な経営ができるよう、水道事業及び下水道事業経営の効率化・健全化が求められます

²⁴ 水道水をつくり、それを家庭に送り届けるまでの費用と財源。

<施策の展開方向>

1. 安全な水道水の安定供給

- 配水管の拡張
- 配水管・水道施設の計画的な更新
- 配水管・水道施設の適正な維持管理・耐震性能の向上
- 経営の効率化・健全経営
- つくばエクスプレス沿線の区画整理事業に伴う配水本管の整備による東部浄水場の廃止
- おおたかの森浄水場の配水池1池増設

2. 計画的な下水道事業の推進

- 下水道未整備地区の整備
- 管路施設の点検・調査・修繕・改修の推進
- 未接続世帯に対する普及・啓発の推進
- 経営の効率化・健全経営
- 下水道管へ浸入する不明水の実態把握・対応
- 下水道事業による合併処理浄化槽の設置・維持・管理へ移行

<主な個別計画等>

- ・都市計画マスタープラン／令和元（2019）年度改定予定
- ・水道事業基本計画／平成22（2010）年度
- ・下水道事業経営戦略／平成30（2018）年度
- ・水道事業経営戦略／平成28（2016）年度
- ・汚水適正処理構想／平成28（2016）年度

<関連するSDGs>



施策3-6 交通

<施策の目的>

交通ネットワークの充実と利便性の向上を図る

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
公共交通に満足している市民の割合	%	「満足である」、「どちらかといえば満足」、「普通」と回答した市民の割合(まちづくり達成度アンケート)	75.0 (2018年度)	↑
市内鉄道駅の1日当たりの乗客数	人	市内各鉄道会社	175,574 (2017年度)	↑
ぐりーんバスの1日当たりの利用者数	人	都市計画課	2,499 (2018年度)	↑

<現状と主要課題>

- 市内には、流鉄流山線、東武野田線、JR常磐線・武蔵野線（常磐線は駅未設置）、つくばエクスプレスの鉄道5路線が走り、延べ11駅設置されています。
- 平成26（2014）年度と平成29（2017）年度の市内鉄道駅の乗車数を比較すると、市内11駅中7駅で増加しており、特に、流山セントラルパーク駅や流山おおたかの森駅、南流山駅の伸びが顕著となっています。
- つくばエクスプレスは、開業した平成17（2005）年度の1日当たりの利用者数は15万681人、混雑率は109%でしたが、平成30（2018）年度にはそれぞれ38万6,391人、169%と沿線の開発に伴い利用者数が急増しています。輸送力増強のためにも8両化が望まれていましたが、令和元年6月に首都圏新都市鉄道株式会社より8両化の実施が発表されたところです。
- 一方、バス交通のうち、駅と交通が不便な周辺市街地を結ぶ市のコミュニティバスである「流山ぐりーんバス」の平成30（2018）年度の利用者数は90万9,798人で、平成26（2014）年度の72万2,015人と比べて26.0%（187,783人）の増加となっています。増加の要因としては、流山ぐりーんバス南流山・ホルートの運行が、平成29（2017）年4月1日から始まったことが挙げられます。
 なお、南流山・ホルートを除いた5ルートの合計利用者数は、78万2,106人となり平成26（2014）年度と比べ8.3%の増加となりました。
- 市内において、既存の公共交通機関を十分に利用できない地域の高齢者を対象とし、高齢者が外出しやすくなるよう、地域の公共交通（バス路線・ぐりーんバス）利用者と、福祉の移動サービス（福祉タクシー）利用者との中間に位置づけられる新たな移動策を検討します。
- 市民生活や社会参加に欠かせない地域公共交通の維持・発展を図るため、市民や交通事業者と課題を共有し、適切な役割分担のもと、市内外を連絡する交通ネットワークの機能の強化を図る必要があります。

○鉄道駅までの交通手段の一つである自転車の利用者が増加し、流山おおたかの森駅や南流山駅では、より駅に近い自転車駐車場への移動希望契約者を含んだ待機者が発生しており、その解消が求められます。

<施策の展開方向>

1. 広域交通ネットワークの充実

- つくばエクスプレスの車両編成8両化・東京駅延伸の早期実現・通学定期乗車券の運賃引き下げの要望
- 初石駅の橋上駅舎・自由通路の整備

2. 地域公共交通ネットワークの充実

- 地域公共交通網形成計画の策定
- 地域に適した公共交通の実現
- 超高齢社会に対応した新たな移動手段の確保
- 民間路線バス事業者に対する路線の新設・改善等の要望
- 総合的な公共交通サービスの情報提供
- 自転車駐車場整備の推進

<主な個別計画等>

- ・都市計画マスタープラン／令和元（2019）年度改定予定

<関連するSDGs>



施策3-7 住宅

<施策の目的>

多様な世代・世帯が安心して住み続けられる住まいを確保する

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
住宅の耐震化率	%	耐震改修促進計画(建築住宅課)	約 83.6 (2018年)	↑
住宅の空き家率	%	空き家総数のうち、一時居住用や販売用等を除いた「その他の住宅」の占める割合(総務省「住宅・土地統計調査」)	2.7 (2013年10月1日現在)	↓

<現状と主要課題>

- 将来にわたって安心して住み続けられる住まいを確保するため、住み替え支援による多様な世代・世帯が住み続けられる住まいづくりや空き家対策などの住宅対策に取り組む必要があります。
- また、障害者や高齢者、ひとり親家庭、低額所得者など、住宅の確保に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)に対しては、引き続き、市営住宅の提供など、支援する必要があります。
- 多くの都市において問題となっている空き家の増加による生活利便性の低下や治安・景観の悪化、地域の魅力の喪失などの社会問題を発生させないため、住宅地の魅力の維持・向上の推進が必要です。
- 平成25(2013)年10月1日現在、空き家は6,710戸、空き家率は9.29%であり、近隣16市中低い方から4番目、また、空き家のうち、世帯が長期にわたって不在の住宅や取り壊すことになっている住宅などの空き家率は2.7%であり、近隣16市中低い方から6番目となっています。

<施策の展開方向>

1. 住生活の安定と向上

- 住生活基本計画の策定
- 関係団体などとの連携・協働による住み替え希望者に対する相談・助言体制の充実
- 市営住宅の長寿命化・用途廃止・借上げ市営住宅の確保
- 分譲マンションの各種問題の解決支援
- 耐震診断・耐震改修の啓発・促進（関連1－1 防災）
- 危険なブロック塀などの除却の促進（関連1－1 防災）
- 高齢者・障害者の住生活支援（関連5－1 高齢者福祉、5－2 障害福祉）

2. 空き家対策の推進

- 空家等対策計画の策定による総合的かつ計画的な空き家対策
- 地域と連携した空き家情報の収集体制の構築
- 空き家の所有者等に対する情報提供と空き家活用希望者とのマッチング
- 住宅以外の用途への転換も含めた空き家の利活用方策の検討

<主な個別計画等>

- ・都市計画マスタープラン／令和元（2019）年度改定予定
- ・耐震改修促進計画／平成30（2018）年度
- ・公営住宅等長寿命化計画／平成25（2013）年度

<関連する SDGs>



施策3-8 生活環境

<施策の目的>

地球環境にやさしい、快適な生活環境をつくる

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
二酸化炭素排出量の基準年度比	t-CO ₂	平成 19(2007)年度の排出量を 100 とした場合の指数(環境政策課)	民生家庭 111 民生業務 140 (2016 年度)	↓
身近な生活環境について不満に感じている市民の割合	%	「どちらかといえば不満」「不満」と回答した市民の割合 (まちづくりアンケート)	26.1 (2018 年度)	↓

<現状と主要課題>

- 市域から排出された二酸化炭素排出量は、平成 28 (2016) 年度で 684,090 t-CO₂ と前年度比 0.8%増加しています。部門別にみると、人口増加に伴い、平成 19 (2007) 年度と比べ民生家庭部門が 11.3%増、民生業務部門が 39.8%増といずれも大きく増加しています。
- そのため、地球温暖化対策に対するより多くの市民・事業者の関心や理解を深めながら、省エネルギーに配慮したライフスタイル、事業活動の普及促進に努める必要があります。
- 生活環境に関する苦情処理件数は増加傾向にあり、平成 30 (2018) 年度では 206 件となっています。内容は、空き地の雑草除去や遊休農地等の雑木、不法投棄などの暮らしに起因する苦情が主なものとなっています。
- 水質や騒音、振動などによる公害の防止に向けた指導に取り組むとともに、地域の生活環境を守るために市民や事業者に対して啓発を行う必要があります。

<施策の展開方向>

1. 地球温暖化対策の推進

- 住宅用創エネルギー・省エネルギー設備の設置促進
- 市民・事業者が取り組める地球温暖化対策の普及・啓発
- 二酸化炭素吸収源対策（関連 3-1 みどり・生物多様性）

2. 生活環境の保全

- 地域との連携による空き地の適正管理の推進
- 大気や水質などの継続的なモニタリング調査
- 主要道路の騒音・振動の調査・測定
- ごみの不法投棄やポイ捨て・路上喫煙などの防止パトロール・周知・啓発
- 市民・地域との連携・協働による環境美化の推進
- 公共水域の水質の維持管理
- 合併処理浄化槽の普及・適正管理の促進

<主な個別計画等>

- ・ 第 2 次環境基本計画／平成 26（2014）年度
- ・ 第 3 期地球温暖化対策実行計画 区域施策編／平成 28（2016）年度
- ・ 第Ⅲ期生活排水対策推進計画／平成 28（2016）年度

<関連する SDGs>



施策3-9 廃棄物

<施策の目的>

ごみの発生量を減らし、資源を有効に利用する循環型のまちをつくる

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
1人1日当たりのごみ発生量	g	ごみ処理量の推移 (クリーンセンター)	853 (2017年度)	↓
資源化率	%	ごみ処理量の推移 (クリーンセンター)	22 (2017年度)	↑

<現状と主要課題>

- 「人口が増加してもごみを増やさない」という基本的な考え方に基づき、3Rの推進を行いごみの総排出量削減に取り組んでいます。また、近年、まだ食べることのできる食品が大量に廃棄されていることが社会問題となり、令和元年5月に食品ロスの削減の推進に関する法律が成立しました。
- 1人1日当たりのごみ発生量をみると、近年、生活系（家庭）ごみは、平成29（2017）年度では495g、対平成24（2012）年比で7.5%（40g）減少している一方、事業系ごみは平成29（2017）年度では217g、対平成24（2012）年度比で9.0%（18g）増加していますが、生活系ごみと事業系ごみ、集団回収を合わせたごみ発生量は853gと、対平成24年度（2012）比8.1%（75g）減少しています。
- リサイクルは、集団回収等の取り組みにより行われていますが、新聞、雑誌等紙媒体の減少や小売店での店頭回収が増えたことから、資源化率は、平成29（2017）年度の22.3%と、平成24（2012）年度の25.5%から3.2ポイント低下しています。
- 本市は最終処分場をもっていないことから、最終処分量の削減を図るために、引き続きごみの発生抑制、ごみの減量・資源化に努める必要があります。
- ごみ焼却施設の耐用年数は一般的に20年程度とされており、平成16年に稼働したごみ焼却施設について、計画的な長寿命化が必要です。
- し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の整備に伴い減少傾向で推移していますが、引き続き、生活の場から迅速に排除し、衛生的に処理するための体制を維持する必要があります。

＜施策の展開方向＞

1. ごみの減量化・資源化の推進

- 分別方法の見直しの検討
- 指定ごみ袋の導入の検討
- 3Rの普及・啓発
- 食品ロス削減の推進
- 廃棄物減量等推進員による地域のごみの減量・資源化を推進
- 事業系ごみの減量・資源化の普及・啓発・指導
- 森のまちエコセンターでの剪定枝の資源化

2. 一般廃棄物の適正処理

- ごみ処理施設の計画的な修繕・改修や設備機器の更新
- ごみ焼却施設の長寿命化の推進
- し尿処理及び浄化槽汚泥の安定した衛生的処理の推進・有効活用

＜主な個別計画等＞

- ・ 第2次環境基本計画／平成26（2014）年度
- ・ 一般廃棄物処理基本計画／平成30（2018）年度
- ・ 災害廃棄物処理基本計画／平成30（2018）年度

＜関連するSDGs＞



施策4-1 地域経済

<施策の目的>

消費者と働き手にとって魅力のある事業者や店舗を充実させる

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
小売吸引力指数 ²⁵	—	本市の人口1人当たり年間商品販売額÷千葉県全体の人口1人当たり年間商品販売額(総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」)	0.765 (2016年)	↑
1事業所当たりの製造品出荷額等	百万円	総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」	532 (2016年)	↑
法人市民税	万円	普通会計決算カード	68,731 (2017年)	↑

<現状と主要課題>

- 本市の小売業は、平成28(2016)年現在、事業所数が633事業所、従業者数が7,166人、年間商品販売額が1,312億円、売場面積が14万2,913㎡であり、人口増加や市街地整備の進展などを背景に、増加傾向で推移しています。
- しかしながら、小売吸引力指数は0.765に留まっており、消費が市外へ流出している傾向がみられます。
- 製造業は、事業所数及び従業者数が減少傾向にあるものの、製造品出荷額等は近年増加傾向で推移しています。
- 既存事業者及び創業スクール出身者などの中から、魅力的な個性を発信している事業所も現れています。今後も意欲的に取り組む事業者や、創業に意欲ある者への支援により、地域経済の好循環を図る必要があります。
- 全国的な少子高齢化の拡大により、生産年齢人口(15～64歳)が減少し、様々な産業において人手不足の影響が深刻さを増しています。市内事業者においても、今後さらに人手不足が増加することで、事業経営に影響を及ぼすことが懸念されます。
- 事業の継続性を確保するためには、働き手にとって良好な労働環境が前提となります。そのため、市内事業者のワークライフバランス(仕事と生活の調和)が実現できるよう、働き方改革を促進し、多様な働き方を選択できる労働環境を整える必要があります。

²⁵ 各地域の小売業が買物客を引きつける総合的な力を指数化したものであり、この値が1より大きいと他地域から買物客を吸引し、地域の購買力以上の売上を獲得していることを示し、1より小さいと買物客が他地域へ流出超過となっていることを示す。

<施策の展開方向>

1. 魅力ある事業者の育成・誘致

- 事業者の更なる発展を見据えた経営改善への啓発・支援の充実
- 業種の垣根を超えた連携の機会づくり
- 魅力ある事業者の商品開発・販売方法の支援
- 魅力ある事業者などの誘致
- 時間や場所にとらわれない新しい働き方ができる環境づくり
- きめ細やかな創業支援

2. 就労の支援

- ハローワークなどとの連携
- 市内事業者と求職者のマッチング
- 求人情報の提供
- 非正規労働者の支援
- 多様な働き方の普及促進

<主な個別計画等>

—

<関連する SDGs>



施策 4-2 農業

<施策の目的>

都市農業の多面的機能を活かし、生産性や収益性を高める農業の振興を図る

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
認定農業者数 ²⁶	人	農業振興課	41 (2018年)	↑
農業産出額(推計)	1,000万円	農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果(農林水産省)	230 (2017年)	↑

<現状と主要課題>

- 平成 27 (2015) 年の農家の総数は、268 戸であり、専業農家が 102 戸、第 1 種兼業農家²⁷が 30 戸、第 2 種兼業農家²⁸が 136 戸で、平成 17 (2005) 年の総数 477 戸と比べて 209 戸減少しています。専業別に見ると、専業農家はほぼ横ばい(1 戸減)、第 1 種兼業農家が約 5 割(25 戸)減、第 2 種兼業農家が約 6 割(183 戸)減となっています。
- 一方、平成 27 (2015) 年の経営耕地面積は 265ha であり、平成 17 (2005) 年の 399ha と比べて 134ha 減、東京ドーム(建築面積約 4.7ha) 約 29 個分にあたる農地が減少しています。
- このような状況下、市場出荷以外に小規模な農地を有効活用した少量多品目による個人直売、近隣のスーパーマーケットや学校給食への契約出荷が行われているとともに、体験農園を通じた市民との交流が図られています。
- 消費地に近い立地特性を活かして、収益性に優れた農産物の生産を高めていく必要があります。
- 新鮮で安全な農産物の提供、地産地消による食育の推進、市民が身近に自然とふれあえる機会の提供、災害時の防災空間の確保、やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の創出など、都市農業が担っている多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、地域ぐるみで生産性や収益性を高める農業の振興に努める必要があります。

²⁶ 農業者が自らの農業経営を計画的に改善するため、農業経営改善計画を作成し、その計画が市町村の認定を受けた農業者。認定を受けると国や県、市町村等から様々な支援を受けることができる。

²⁷ 農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家。

²⁸ 兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家。

<施策の展開方向>

1. 農業経営改善の充実

- 優良農地の効果的かつ効率的な保全
- 高い経営意欲を持った農業者への農地の利用集積の促進
- 経営改善を計画的に進める農業者に対する農地貸与の普及促進
- 農業者の経営改善や経営規模の拡大促進
- 各種助成制度の周知徹底・活用促進
- 新規就農者や女性農業者などの新たな担い手・後継者の育成

2. 農業への理解の促進

- 直売所等の店舗での販売促進
- 様々な機会・媒体を活用した情報提供
- 学校給食への地産地消
- 児童・生徒の食育貢献
- 農業者との連携・協働による市民農園・体験農園などの事業拡大
- 市民が土や緑にふれあえる機会の充実
- 農業、商業、ツーリズムの連携

<主な個別計画等>

- ・ 農業振興基本指針／平成 25（2013）年度

<関連する SDGs>



施策 4-3 ツーリズム

<施策の目的>

地域資源を活用し、交流人口の拡大を図る

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
入込客数	人	施設、イベントの入込客数	290,137 (2017年)	↑

<現状と主要課題>

- ツーリズム²⁹は、主に首都圏近郊をターゲットとし、観光協会や商工会議所、鉄道事業者など多様な主体との連携・協働により、地域資源の発掘や付加価値の向上に取り組んでいます。そのなかでも、魅力的な地域資源が豊富にある流山本町と利根運河地域に特化した取組を進めています。
- 江戸川沿いに位置し、江戸時代より水運や白みりん発祥の地として栄えた流山本町は、明治時代の建築物、土蔵などが点在するレトロな風情を醸し出すとともに、これらの歴史的建造物がギャラリーやカフェ・レストランなどに生まれ変わり、新たな誘客ポイントとなっています。
- 利根運河は、桜の名所で、貴重な野鳥や野草が生息する里山景観があり、散策など四季を通じて多くの市民の憩いの場であるとともに、かつて水運業で栄えた古い歴史を今に伝えています。近年、往時の利根運河との関わりを現代に蘇らせ、より多くの人々が楽しめる場となるよう、魅力ある地域資源づくりに取り組んでいます。
- 交流人口の拡大に向け、来訪者を受け入れる体制や環境づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を行う必要があります。
- 流山本町及び利根運河地域における歴史的景観を保存・活用する動きを継続的に行っていく必要があります。
- 地域経済の活性化やブランド力の強化を図るため、多様な主体との連携・協働により、多彩な地域資源の可能性を最大限に引き出した本市ならではの魅力あるツーリズムを振興する必要があります。
- 訪日外国人の増加は政府の目標でもあり、本市の都心から近い立地を活かした取組みや、市内のホテル開業等で訪日外国人も増えつつあることから、今後も継続的な取組みの必要があります。

²⁹ 従来型の観光旅行ではなく、テーマ性の強い体験型の新しいタイプの旅行とその旅行システム全般。

＜施策の展開方向＞

1. 地域資源を活かしたツーリズムの振興

- 流山本町・利根運河地域の地域資源の磨き上げ
- 流山本町・利根運河地域のツーリズム環境の整備
- まち歩き空間の創出
- 観光事業を担う法人（DMO³⁰）の設立
- 官民連携による魅力ある観光地域づくりの推進
- 観光情報センターの活用
- 効果的な観光情報の提供

2. 来訪者の受入体制の充実

- 国や専門機関等との連携
- 観光コンテンツの開発
- 多言語によるサービスの提供・案内看板等の整備

＜主な個別計画等＞

—

＜関連する SDGs＞



³⁰ Destination Management Organization の略で、官民連携による地域の観光振興を積極的に推進する法人組織。観光まちづくりの舵取り役として関係者間の調整を行いながら、市場分析や様々な戦略の策定、観光プランの企画などの活動を行う。

施策5-1 高齢者福祉

<施策の目的>

高齢者が住み慣れた地域のなかで、いつまでも自分らしく生き生きと暮らせるまちをつくる

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
高齢者の人口	人	住民基本台帳人口	45,411 (2019年4月)	—
生きがいを感じる高齢者の割合	%	「生きがいをもって元気に暮らしていると思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合(まちづくり達成度アンケート)	82.8 (2018年度)	↑
要介護・要支援認定率	%	65歳以上の要介護・要支援認定者数/第1号被保険者数(65歳以上)×100	16.7 (2019年4月)	↓

<現状と主要課題>

- 65歳以上の高齢者の人口は、平成31(2019)年4月1日現在、4万5,411人、平成10(1998)年と比べて約2.7倍(2万8,606人増)に増加しています。
- このような状況のなか、要介護・要支援認定者数は、一貫して前年を上回る状況が続いています。平成31(2019)年4月1日現在の認定者数は7,757人であり、平成26(2014)年の6,246人と比べて約1.2倍(1,511人増)に増加しています。
- また、要介護認定者の増加に伴い、要介護認定者のうち認知機能の低下がある方が増え続けています。
- 高齢者が要介護・要支援状態になることを未然に防止するための取組を強化するとともに、要介護・要支援状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を図る必要があります。
- 市の将来人口推計によると、今後も高齢者の人口は増加が続くことで要介護認定者の増加、重度化傾向が見込まれることから、特別養護老人ホームなどの施設の整備が求められています。
- 高齢者の自立した生活と健康寿命の延伸を効果的に取組むためには、年齢・区分により別々に取り組んでいる保健事業(生活習慣病等の疾病予防・重症化予防)と介護予防・虚弱(フレイル)対策を一体的に実施する体制の構築が必要です。
- 多くの高齢者が、生きがいや目標を持って生き生きとした毎日を送ることができるよう、関係機関との連携・協働し、社会参加・健康づくりを促進するための支援の充実を図る必要があります。

<施策の展開方向>

1. 多様な生きがいづくり

- 高齢者の社会参加・幅広い年代と交流できる機会の充実
- 高齢者の就業機会の確保
- 高齢者の移動手手段の確保
- 高齢者福祉センター森の倶楽部・高齢者趣味の家の適正な維持管理
- 日頃の健康の維持・増進に関する普及・啓発(関連2-1健康・医療)

2. 地域ぐるみ支え合い体制づくり

- 地域包括ケアシステムの構築
- 保健事業と介護予防・虚弱（フレイル）対策を一体的に実施する切れ目ない支援体制の構築
- 「高齢者なんでも相談室」の充実
- 地域福祉センター（ケアセンター）の大規模改修

3. 介護体制づくり

- 関係機関との連携・協働による基盤整備と介護職員の確保対策
- 介護支援サポーター制度³¹や介護予防教室などの多様な介護予防事業の実施
- 介護予防に向けた市民の主体的な取組への支援
- 認知症を正しく理解するための普及・啓発
- 認知症の人・家族が安心して暮らせる地域づくり
- 特別養護老人ホームの整備に向けた関係機関との調整
- 高齢者の住生活支援

<主な個別計画等>

- ・ 第3期地域福祉計画／平成26（2014）年度
- ・ 高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）／平成29（2017）年度
- ・ 福祉施設の個別施設計画／平成30（2018）年度

<関連するSDGs>



³¹ 事前登録した65歳以上の方が、市内の介護保険施設でサポーター活動を行った場合に、活動実績に応じてポイントが貯まり、そのポイントを交付金や「流山ながぼん WAON カード」ポイントに交換できる制度。

施策5-2 障害福祉

<施策の目的>

障害者等が、地域や家庭のなかで、自分らしく自立した生活を送ることができるまちをつくる

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
障害のある方が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数	人	障害者支援課資料	身体障害者:4,216 知的障害者:1,011 精神障害者:1,332 (2019年4月)	—
障害者就労支援センターの利用者数	人	障害者支援課資料	207 (2019年4月)	↑
相談支援事業の利用者数	人	障害者支援課資料	2,190 (2019年4月)	↑

<現状と主要課題>

- 平成25(2013)年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、平成28(2016)年4月から施行されています。本法律では、行政機関等及び事業者が障害を理由に不当な差別的取扱いを禁止することなどが規定されています。
- 平成28(2016)年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、平成30(2018)年4月から施行されています。『障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。』ことなどが規定されています。
- 平成31(2019)年4月1日現在、各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数は、身体障害者が4,216人、知的障害者が1,011人、精神障害者が1,332人であり、平成26(2014)年度と比べ、身体障害者が39人(△0.9%)減、知的障害者が223人(28.3%)増、精神障害者が411人(44.6%)増となっています。
- 障害者等及びその家族が住み慣れた地域のなかで、安心して暮らし続けることができるよう、各種サービスの提供体制の充実と障害者等に対する社会的障壁の解消に努める必要があります。
- 障害者等がその能力や適性に応じて、地域のなかで存分に力を発揮できる社会の実現と経済的自立を促進するため、働く意欲や能力のある障害者の就労や社会参加に向けた支援が必要です。

<施策の展開方向>

1. 障害福祉サービスの充実

- 障害福祉サービスの連携
- 各種障害福祉サービスの情報提供・相談体制の整備
- 障害者等やその家族への支援の充実
- 市独自の障害福祉サービスの充実
- グループホーム・生活介護施設等の整備・機能の充実支援
- 児童発達支援・放課後デイサービスなどの障害児通所支援の充実
- 児童発達支援センターの適正な維持管理

2. 自立と社会参加の促進

- 就労支援の充実
- 社会参加の機会の拡大
- 障害者等に対する市民の理解促進・意識啓発
- 権利擁護・虐待防止・成年後見制度などの各種制度の普及促進
- 就労・自立支援施設の適正な維持管理
- スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加の促進（関連2-1健康・医療、2-2生涯学習、2-4スポーツ）
- 障害者等が移動しやすい交通環境や生活環境の整備（3-6交通、各公共施設管理者）

<主な個別計画>

- ・ 第3期地域福祉計画／平成28（2016）年度
- ・ 第5次障害者計画／平成26（2014）年度
- ・ 第5期障害者福祉計画・第1期障害児福祉計画／平成29（2017）年度
- ・ 福祉施設の個別施設計画／平成30（2018）年度

<関連するSDGs>



施策5-3 地域福祉

<施策の目的>

自助・共助・公助の役割分担のもと地域の“チカラ”を高める

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
福祉のサービス等に市民が参加できる(協力できる)まちぐるみの福祉ができていていると思う市民の割合	%	「できている」「どちらかといえばできている」と回答した割合(まちづくり達成度アンケート)	57.3 (2018年度)	↑
生活保護受給者数	人	社会福祉課	1,708 (2019年4月)	—

<現状と主要課題>

- 近年、急速に進む高齢化やライフスタイルの多様化、高齢者のひとり暮らし世帯の増加など、社会を取り巻く環境が大きく変化するなかで、家族や地域で支え合う力が弱まり、また、個人の価値観の多様化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になっています。
- 一方、市民の福祉に関するニーズは多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、市民の誰もが安心して充実した生活を送るためには、行政や個人、団体、民間事業者が一体となって、「地域で支え合う“チカラ”」を高めていくことが大切になっています。
- このため、行政には、よりきめ細やかな福祉サービスが求められますが、地域においても、市民、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織と、適切な役割分担のもとに連携し、きめ細やかな福祉サービスに取り組んでいく必要があります。
- 地域福祉活動の拠点となる15の福祉会館については、地域のニーズに応えられるよう、引き続き機能の充実と施設の適切な維持管理に努める必要があります。
- 生活保護の受給者数(実人員)は、緩やかな増加傾向が続いています。平成31(2019)年4月1日現在の受給者数は1,708人、平成26(2014)年度の1,544人と比べて10.6%(164人)増加しています。保護の種類別(延べ人員)にみると、介護扶助が平成26(2014)年度の1,964人から平成31(2019)年4月1日の3,503人と、約1.8倍(1,539人)に大きく増加しているのが目立ちます。
- 引き続き、介護扶助をはじめとする生活保護の受給者数が増加傾向で推移すると予測されるなか、生活保護受給世帯へと至らないよう個々の状況に応じた支援を推進するとともに、生活保護制度の適正な運用と生活保護受給者の自立支援に努める必要があります。

<施策の展開方向>

1. 地域福祉の推進

- 地域福祉への関心・理解などの意識向上
- NPO法人・ボランティアなどへの参加促進
- 地域での支え合い活動の促進
- 関係団体等と連携した身近な相談体制の充実
- 福祉会館の適正な維持管理

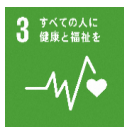
2. 生活困窮者支援

- 生活困窮者自立支援事業の推進
- 各種扶助給付の適正な実施
- それぞれの家庭に応じたきめ細やかな支援(関連6-1子ども・子育て)

<主な個別計画等>

- ・ 第3期地域福祉計画／平成28(2016)年度
- ・ 福祉施設の個別施設計画／平成30(2018)年度

<関連するSDGs>



施策5-4 共生社会

<施策の目的>

すべての市民が国籍や性別などにかかわらず、互いの人権を尊重し合える社会をつくる

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
国籍や性別等にかかわらず平等に扱われていると思う市民の割合	%	「平等感」における「平等である」の割合(まちづくり達成度アンケート)	これから取ります (年度)	↑
外国人の人口	人	住民基本台帳	2,737 (2019年4月)	—

<現状と主要課題>

- 男性も女性も、一人ひとりがかげがえのない人間として、性別や年齢に基づく役割意識にとらわれることなく、相手の人権を尊重し、それぞれの個性や能力を十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでいます。
- さまざまな立場の人の生き方や多様性が尊重されるようになったことから、これからも、誰もが個性や能力を発揮できる共生社会の実現に向け、取り組んでいく必要があります。
- 外国人の人口は、近年増加傾向で推移し、平成31(2019)年4月1日現在2,737人で、人口の約1.4%を占めています。
- 今後も国の制度改正の影響などにより、さらに外国人住民が増加すると見込まれるため、外国人住民への行政サービスの充実を進めるなど、多文化共生社会の実現に向け、取り組んでいく必要があります。
- 本市では、昭和62(1986)年1月に「平和都市宣言」を行い、その精神に則り、次世代に平和への思いを繋ぐための取組を続けています。
- 戦後70年以上を経過した今、市民による草の根運動を促進し、啓発等の取組を続けていく必要があります。

<施策の展開方向>

1. 人権尊重・男女共同参画の社会づくり

- 人権への理解促進・普及啓発
- 男女共同参画社会づくりの推進
- 個別相談体制の充実

2. 多文化共生社会づくり

- 外国人住民に対する相談体制の充実
- 外国人住民が暮らしやすい環境整備
- 外国人住民と地域の交流の促進

3. 平和施策の推進

- 平和について考える機会の提供
- 若年層を対象とした平和施策の充実

<主な個別計画等>

- ・ 平和都市宣言／昭和 61（1986）年度
- ・ 第4次男女共同参画プラン／令和元（2019）年度改定予定

<関連する SDGs>



施策6-1 子ども・子育て

<施策の目的>

すべての子どもが健やかに育ち、地域全体で子育てできるまちをつくる

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
18歳未満の人口	人	住民基本台帳	34,375 (2019年4月)	—
合計特殊出生率	—	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数を推計したもの(千葉県健康福祉部)	1.62 (2017年)	↑
流山市は子育てがしやすいまちだと思う市民の割合	%	「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合(まちづくり達成度アンケート)	51.6 (2018年)	↑

<現状と主要課題>

- 18歳未満人口は、平成31(2019)年4月1日現在、34,375人で、5年前と比較し、子育て世代の転入増などにより21.3%増加しています。特に、流山おおたかの森駅や南流山駅周辺で増加が顕著です。
- 合計特殊出生率は平成29(2017)年で1.62と、全国の1.43、県の1.34を大きく上回っています。
- 平成26(2014)年以降、認可保育所及び小規模保育所の数及び定員数は、一貫して対前年比プラスで推移しており、平成31(2019)年は平成26(2014)年と比べて、認可保育所及び小規模保育所の数が約2.8倍(45施設増)、定員数が約2倍(2,960人増)に大きく増加しています。
- 待機児童の解消を目指して、認可保育所を中心に施設整備を行い、定員数の増加を図ってきましたが、平成31年4月1日現在、42名の待機児童が発生しています。
- 子育て世帯の増加や女性の労働力率の上昇により、さらに保育需要が増加すると見込まれます。
- 核家族化・地域のつながりの希薄化などにより、家族などから家事・育児の援助が十分に受けられず、不安を持つ妊産婦等による相談が増えていることから、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ないサポート環境の充実と、地域ぐるみで子育てをサポートする体制づくりが必要です。
- 保護者が就労などにより放課後家庭にいない世帯が増えており、市ではすべての小学校区に学童クラブを設置しています。学童クラブの利用者は、人口増や保護者の就労環境の変化などにより、今後も増加が見込まれます。
- 全国及び千葉県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、毎年増加しており、児童虐待を防止するためには、早期発見・早期対応するための相談体制の充実と関係機関との連携強化が必要です。

○青少年を取り巻く社会環境は、核家族化や情報化の急速な進展など、大きく変化しています。このような中で、次世代を担う青少年が健やかに、心豊かに育つには、家庭、地域、学校、警察などとの連携を密にする体制づくりと青少年健全育成のための事業の充実が必要です。

＜施策の展開方向＞

1. 子どもを産み育てやすい環境づくり

- 子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点の設置
- 妊娠期から子育て期にかけての切れ目のないサポート体制の構築
- 地域全体で子育てをサポートする体制の充実
- 児童センターの整備・機能充実
- SNSを活用した子育てに関する各種情報・講座・教室の案内

2. 保育サービスの充実

- 病児・病後児保育などの保育サービスの充実
- 保育施設の整備
- 保育人材の確保・保育の質の向上

3. 学童クラブの充実

- 学童クラブの質の向上
- 学童クラブの施設整備

4. 養育環境への配慮

- 相談体制の充実
- 児童相談所、学校、警察、医療機関等との連携強化
- 子どもの貧困に対するきめ細やかな対応
- 発達障害が疑われる子どもの早期発見・早期支援(関連5-2 障害福祉)

5. 青少年の健全育成の促進

- 市民を対象とした青少年の健全育成・非行防止の啓発
- 地域や学校、警察、PTA、民生委員児童委員、人権擁護委員などとの連携
- 青少年専門相談員による電話・訪問・相談室での相談の充実

＜主な個別計画等＞

- ・ 子どもをみんなで育む計画（子ども・子育て支援総合計画）／令和元（2019）年度改定予定
- ・ 教育振興基本計画／令和元（2019）年度改定予定
- ・ 子育て支援施設・福祉施設の個別施設計画／平成30（2018）年度

<関連する SDGs>



施策6-2 学校教育

<施策の目的>

学びに向かう力と自立する子どもを育む

<まちの状態指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
全国学力・学習調査平均正答率	%	全国学力・学習状況調査(文部科学省)	小学校:62.6 中学校:66.2 (2018年)	全国平均、県平均を上回る
児童・生徒数	人	学校基本調査(文部科学省)	児童 10,863人 生徒 4,344人 (2018年)	—
いじめの認知件数	%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)	小学校 1,246件 中学校 503件 (2018年)	↓

<現状と主要課題>

- 平成30(2018)年度の全国学力・学習調査による平均正答率は、小学校で62.6%、中学校で66.2%と公立学校の全国平均、千葉県平均のいずれも上回っています。
- 改訂された新学習指導要領を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」や外国語教育、プログラミング教育などの導入を通して、次代を担う子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を着実に育むことができるよう、様々な面から教育内容の質的充実に取り組む必要があります。
- 児童・生徒数は、子育て世帯の転入増などを背景に、増え続け、平成26(2014)年と平成30(2018)年の児童・生徒数を比較すると、約1.2倍(2,058人)増加しています。特に流山おおたかの森駅周辺や南流山駅周辺で増加が顕著で、学校の新設や増築、通学区域の見直しの必要があります。
- 学校施設の多くは、昭和40(1965)年代から昭和50(1975)年代にかけて集中的に建設されています。引き続き、安心・安全で快適な教育環境を提供するため、既存施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に実施する必要があります。
- 全国各地で登下校中における児童及び生徒が死傷する事件、事故が発生していることから、家庭や地域、関係機関が連携して通学路の安全確保を図る必要があります。
- 近年、社会問題となっているいじめ問題について、平成30(2018)年度の認知件数は、小中学校を合わせて1,749件、指導の結果、82.2%は解消されているものの、引き続き、きめ細やかな対応や指導が求められます。

＜施策の展開方向＞

1. 確かな学力の育成

- 学校規模に応じた人的配置
- 児童・生徒に対するきめ細かな指導
- 小学校英語活動指導員・ALTの配置によるコミュニケーション能力の育成
- 教員の段階に応じた研修の実施
- 切れ目ない特別支援教育の推進
- 学校サポートボランティア³²・学童クラブとの連携・協働
- 保幼小のつながりを重視した教育の推進

2. 教育環境の整備

- 学校施設の大規模改修・建替え
- 学校施設の設備機器の計画的な更新
- 新たな学校施設の整備
- 適正な通学距離の確保・通学区域の検討
- ICT環境の整備
- 就学困難な児童・生徒の保護者に対する経済的な負担の軽減
- 教職員・保護者の負担軽減

3. 児童・生徒の安全確保と健康増進

- スクールガードによる登下校時の見守り
- 家庭・地域・関係機関との連携・協働の推進
- いじめ報告・相談アプリによる相談体制・脱いじめ傍観者教育の充実
- 学校給食の地産地消の推進
- 学校給食の衛生管理の徹底

＜主な個別計画等＞

- ・教育振興基本計画／令和元（2019）年度改定予定
- ・子どもをみんなで育む計画（子ども・子育て支援総合計画）／令和元（2019）年度改定予定
- ・学校施設の個別施設計画／平成27（2015）年度
- ・第10次交通安全計画／平成28年（2016）年度

³² 保護者や優れた技能・特技を有する地域の方々に児童・生徒の指導などを支援するボランティア。

<関連する SDGs>



第4章 計画を推進するために

総合計画の着実な推進を図るため、安定した財政基盤を確立し、健全な財政状況を維持するとともに、限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用し、社会経済情勢の変化や市民ニーズなどをとらえた持続的な市政経営を行います。

1 財政運営

<財政判断指標[※]>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	目指す方向
実質公債費比率	%	地方債の償還や一時借入金利子などの合計額の標準財政規模 ³³ に対する比率であり、この値が18%以上となった場合、起債にあたって国の許可が必要となる	3.3 (2017年度)	12.5以下
将来負担比率	%	将来負担しなければならない負債が、標準財政規模を基本とした額に対してどの程度かを示し、この比率が高い場合、今後、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなる	30.6 (2017年度)	175以下

※ 本項では、「流山市健全財政維持条例」の第13条の規定に基づき、健全財政が維持されているかどうかを定期的に把握するため、「財政判断指標」を設定しています。

(1) 財源の確保

- 市税徴収を強化するとともに、収納方法の多様化を図ります。
- 国や県の交付金や補助金の積極的な確保・活用に努めます。
- 税外収入の拡充を図ります。
- 公平性確保の観点と受益者負担の原則に立った使用料・手数料の適正化を図ります。
- 行政評価の結果を予算編成に反映させます。

(2) 安定性・継続性の確保

- 緊急的な行政需要に対応するため、財政調整積立基金の確保に努めます。
- 公共施設の修繕、新築、建替えなど必要と認められる事業に充てるため、計画的に特定目的基金を積み立てます。
- 計画的な市債の借入れとともに、その活用にあたっては交付税措置があるなど有利な市債の活用に努めます。

³³ 地方自治体が標準的な状態で、通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示したもの。

2 資産活用

(1) 施設の機能の維持・向上

- 施設の日常的な点検・維持管理の充実を図るとともに、市が保有する公共施設の保全（改修・建替えなど）や、人口動態や人口構成に応じた転用及び複合化・多機能化、ユニバーサルデザインなどを計画的に進めます。

(2) 施設運営の効率化

- 「民間にできることは民間に」の方針を前提としつつ、民間ノウハウの活用によって施設運営の効率化を進めます。
- 事業者提案制度³⁴などによる官民連携によって、より一層効果的・効率的な施設運営を進めます。

(3) ファシリティマネジメントの推進

- 引き続きファシリティマネジメント³⁵を推進し、未利用・低利用の資産で、将来の利用方針が定まらないものについては、貸し付けや売却などにより、有効に活用します。

3 組織・人材

(1) 効率的な組織の構築

- 多様化・複雑化していくと見込まれる市民ニーズや新たな行政課題、本市を取り巻く社会経済情勢の変化などに柔軟に即応できる効率的な組織を構築します。

(2) 良質な行政サービスを創り出す人材の育成

- 「人材育成基本方針」に基づき、協働によるまちづくりを推進する職員（Citizen）、市民から信頼される職員（Compliance）、新たな課題にも取り組むチャレンジ精神のある職員（Challenge）、コスト意識・経営意識を持ち、的確な判断や行動ができる職員（Cost）の4つの側面（4C）を兼ね備えた職員（4C職員）の育成を図ります。

(3) 人材の確保・育成

- 将来の市政経営を担っていく4C職員として成長できる人材の確保に努め、効果的な研修により、市民の役に立つ職員を育成します。

(4) 働きやすい職場環境の充実

- 職員一人ひとりのライフステージや家庭状況にあわせたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確保を目指し、より働きやすい職場環境の整備を進めます。

³⁴ 「本市の公共施設や土地（ファシリティ）を使ってできること」について、民間事業者のノウハウを活かした提案を求め、採用された案件について、本市との協議（デザインビルド）により事業化を図るもの。

³⁵ 企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を、経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営管理方式。

4 行政経営

(1) 効果的・効率的な行政サービスの提供

- マイナンバーの利用による行政手続きの簡素化、AI（人工知能）やロボティクスによる自動処理などの新技術や更なるアウトソーシングの推進により、市民にとってより利便性の高い行政サービスの提供と業務の効率化を同時に進めます。

(2) 行政サービスの品質の向上

- すべての組織と職員が、目指す姿（目的）に向かって、明確な役割と目標を定め、業務に取り組むことで、生産性の向上と付加価値の創造に努めます。
- 経営層及び管理職は、より一層のマネジメント力の向上に努め、経営の質を高めるとともに、限られた経営資源を有効に活用するため、選択と集中の観点から、事業を厳選します。

(3) 市政への市民参画の促進

- より多くの市民が自ら進んで市政やまちづくりに参画できるよう、機会の確保及び仕組の充実を図ります。

(4) 多様な主体との協働によるまちづくり

- 地域社会が抱える様々な課題に対し、より迅速かつきめ細やかに対応できるよう、市民・地域・事業者など多様な主体との連携・協働によるまちづくりを進めます。

(5) 広聴・広報活動の充実

- 様々な機会をとらえ、市民の多様なニーズや意見などを把握し、市政経営への反映に努めるとともに、各種媒体を活用し、市民が必要とする市政情報が行き渡るよう、広報活動の充実に取り組みます。

(6) 広域行政の充実

- 本市が単独では解決が困難な行政課題を解決するため、近隣自治体や遠隔自治体との相互連携を進めます。

5 マーケティング

(1) ブランドづくり

- 知名度の向上に加え、流山市のイメージ定着を図るため、発信力の強化や流山市に訪問するきっかけをつくります。また、市民がこのまちに誇りと歓びを感じることを目指し、「このまちのここが好き」から「このまちをもっとこういうまちにしたい」という積極的な意思に進化し、具体的な活動が生まれるようなシビックプライドの醸成を図ることにより、「住み続ける価値の高い」流山市のブランドづくりを進めます。

<主な個別計画等>

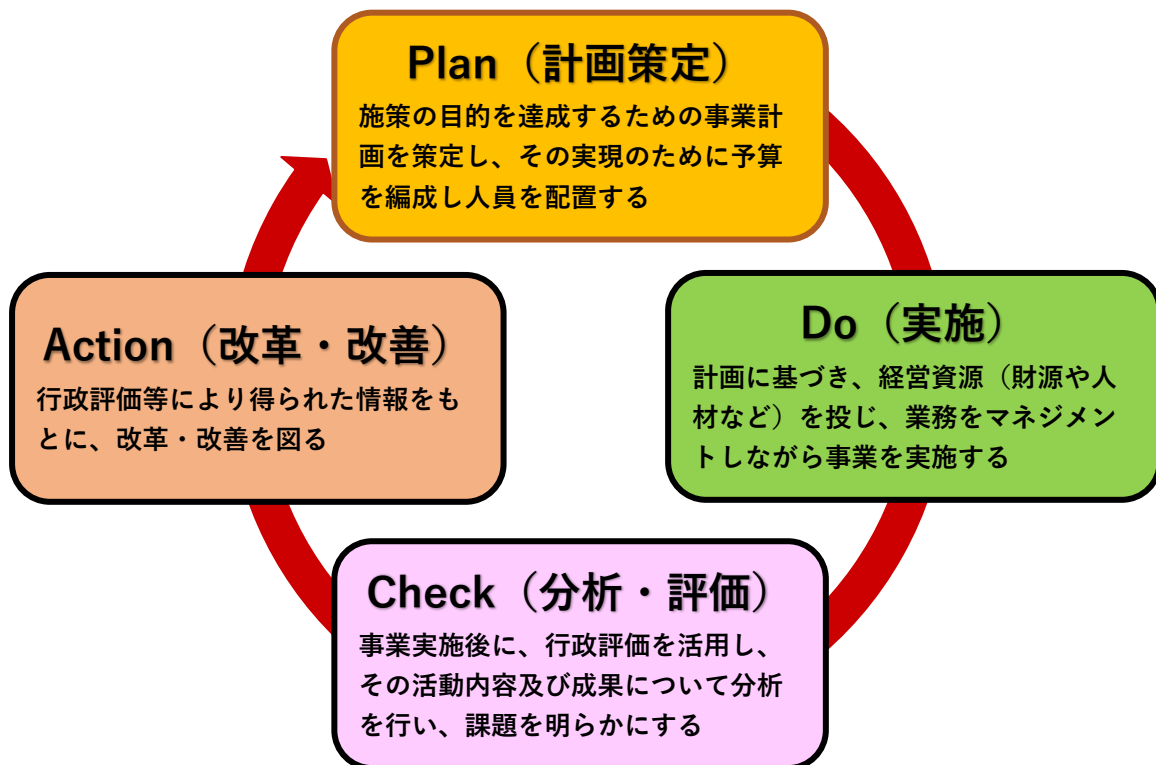
- ・健全財政維持条例／平成 30（2018）年度施行
- ・行財政改革・改善プラン／令和元（2019）年度改定予定
- ・公共施設等総合管理計画／平成 27（2015）年度策定
- ・人材育成基本方針／平成 22（2010）年度策定
- ・第 4 次定員適正化計画／令和元（2019）年度策定予定
- ・第Ⅱ期シティセールスプラン／平成 28（2016）年度策定

第5章 計画の進行管理

総合計画の着実な推進を図るため、3年間の実施計画を起点とするマネジメントサイクルを確立し、社会経済情勢の変化や国の制度改正などに対応するため、行政評価を活用したローリング方式により、実施計画を毎年度見直しします。

実施計画の策定（Plan）から始まり、事業を執行し（Do）、行政評価を核として分析（Check）及び改革・改善を図り（Action）、新たな実施計画の策定に反映します。

図表Ⅲ－5－1 計画の進行管理のイメージ



流山市総合計画
基本構想・基本計画(素案)
説明書

編集：流山市総合政策部企画政策課

住所：流山市平和台1-1-1

電話：04-7150-6064